

第九十六回国会 商工委員会 議 録 第十五号

昭和五十七年四月二十八日(水曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 渡部 恒三君

理事 梶山 静六君

理事 森 清君

理事 後藤 茂君

理事 北側 義一君

理事 天野 公義君

理事 植竹 繁雄君

理事 奥田 幹生君

理事 島村 宜伸君

理事 泰道 三八君

理事 中島源太郎君

理事 橋口 隆君

理事 林 義郎君

理事 保利 耕輔君

理事 栗山 明君

理事 上田 哲君

理事 上坂 昇君

理事 渡辺 三郎君

理事 柴田 弘君

理事 小林 政子君

理事 石原健太郎君

出席政府委員

通商産業大臣

内閣法制局第一

部長

通商産業政務次

官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

通商産業大臣官

房審議官

委員外の出席者

通商産業省産業政策局長 杉山 和男君

警察庁刑事局保安部経済調査官 本多 義光君

農林水産省食品流通局商業課長 伊藤 礼史君

参 考 人 (商品取引所審議会委員) 久保田 晃君

参 考 人 (悪徳商法被害者対策委員会会長) 次夫君

参 考 人 (全国商品取引員協会連合会会長) 多々良義成君

参 考 人 (全国商品取引員協会連合会会長) 中西 申一君

参 考 人 (全国商品取引員協会連合会会長) 中西 申一君

参 考 人 (全国商品取引員協会連合会会長) 中西 申一君

参 考 人 (全国商品取引員協会連合会会長) 中西 申一君

参 考 人 (全国商品取引員協会連合会会長) 中西 申一君

参 考 人 (全国商品取引員協会連合会会長) 中西 申一君

参 考 人 (全国商品取引員協会連合会会長) 中西 申一君

参 考 人 (全国商品取引員協会連合会会長) 中西 申一君

参 考 人 (全国商品取引員協会連合会会長) 中西 申一君

参 考 人 (全国商品取引員協会連合会会長) 中西 申一君

参 考 人 (全国商品取引員協会連合会会長) 中西 申一君

柴田 弘君 石田幸四郎君

本日の会議に付した案件

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案(内閣提出第七八号)

○渡部委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案を議題といたします。

本日は、参考人として商品取引所審議会委員久保田晃君、悪徳商法被害者対策委員会会長次夫君及び全国商品取引員協会連合会会長多々良義成君の三名の方々の御出席を願っております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、目下、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案について審査を行っておりますが、参考人各位におかれましては、本案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じます。

なお、議事の順序でございますが、最初に御意見をそれぞれ十分程度お述べいただき、次に委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を得ることになっております。

それでは、まず久保田参考人にお願いたします。

○久保田参考人 商品取引所審議会委員で日本経済新聞の久保田でございます。

まず、この法律案の必要性についてから述べさせていただきます。

現在、国内の悪質業者と言われる連中が、一般大衆に対して、海外商品先物市場に参加するように勧誘をしております。これは詐欺同然の行為でございますので、大衆を食い物にしている、かように評せざるを得ないわけでございます。

現在、国際化時代でございますので、海外商品先物市場に対する一般の関心は高いわけでございます。国内にございませぬ、国内では上場してございませぬ、いろいろなシカゴの取引所の商品であるとか珍しい商品もございませぬ、海外商品に対する関心は高いわけでございます。ところが、一般大衆が海外商品市場に参加するということは、危険きわまりない行為であるわけでございます。

なぜ危険きわまりないかと申しますと、海外商品取引所の仕組みであるとかあるいはもろもろの約束事というものがよくわからないわけでございませぬ。それから価格形成であるとか価格変動につきましてもよくわかっていない。加えて、為替相場の変動があるわけでございませぬ。先物の価格が変動しているだけじゃなくて、為替相場も変動しておる。この二重のリスクを冒して、なおかつ利益をおさめるといふことは、これは玄人ならやるかもわかりませんが、一般人にはできない相談でございます。

このできない相談に對しては、悪質業者が勧誘しておるわけでございまして、まさに赤子の手をひねるがごとく被害を与えておると評せざるを得ないわけでございませぬ。海外国際化時代と申しますが、情報不足は疑いを入れないところなのでございまして、一般大衆は情報を与えられないままに取引に参加する、これを強要されているといふことなのでございませぬから、危険きわまりないとしておるわけでございませぬ。

もちろん、わが国でも事業活動をやっております。

第一類第九号 商工委員会議録第十五号 昭和五十七年四月二十八日

す法人であるとかあるいは業者は、これは海外商品市場を積極的に利用しております。しかし、このような業者の人は経験も知識も豊富でございますから、これは結構なことでございます。

したがって、この悪質業者を締め出すための対策として、全面的に禁止するという考え方もあり得るわけですが、一般の正常な商いをやっておられる業者の方を考えると、これはなかなか踏み切れない措置であるということなのでございます。とは申しますものの、非常に被害が出ておりますので、ここに緊急的に措置を講じる必要があるというわけで、法律の制定をお願いしているわけでございます。

商品取引所の法律にしましては、現在商品取引所法というものがござりますが、この商品取引所法に基づく規制というのは相当厳しいわけでございます。片方で海外取引は野放しになつておるということはバランスを失っているわけでございますから、したがって、国際取引をやる連中についても規制をすることが必要である、かように私も考えたわけでございます。

以上がこの法律制定をお願いしている事情でございます。

次に、法案の問題点と申しましょうか、私なりの感想を述べさせていただきます。

この法律は、御案内のとおり、業者の行為を規制する法律でございます。これは海外商品市場における先物取引の受託をやつておるという業務をとらえて、これを規制するというところでございます。これに對しまして、業規制と考へておるわけでございますけれども、業務として規制するといふ考え方もあるわけでございます。届け出制であるとか登録制の考え方でござります。もちろん届け出制であるとか登録制につきましてはメリットもあるわけですが、反面になかなか厄介な問題もあるわけでございます。特に、業者が登録制である、届け出制であるというのを乱用いたしますと、彼らに對して、政府の名においてお墨つきを与えることになるわけでございます。

ますから、これはなかなかやりにくいことであるということでございます。あるいは届け出制、登録制をやりますと、これはお役人の数がふえるわけでございます。今日、行政改革の推進というところが大きなスローガンになっておるわけでございますが、その中でお役人の数がふえるというのも問題ではなからうかということでございます。したがって、届け出制、登録制に代表されますような業規制は見送つたわけでござります。それにかえまして行為規制として現在の法案の体系をつくり上げた、かような次第でございます。

その次の問題といたしまして、商品取引所法における規制とそれから今回の法案の規制とどのように考えるかということでございます。

商品取引所法における規制、これは非常にシステム化されております。申し上げるまでもなく、これまでたびたび改正をされておるわけですから、かなり完結した形でちゃんと規制を加えておるわけでございます。これに對しまして、今回お願いしております法案の規制というのは、かなり重点的な規制でございます。つまり総括的かつ完結的な形に比べますと、やや形式が異なつていふところがございます。しかしながら、これは商品取引所法における規制と比べまして必ずしも劣つておるとは考えられないわけでございます。

特に価格の形成につきましては、十一條と記憶しておりますが、推定規定を設けておるわけでございます。こうした規定をかなり有効に活用いたしますと、相当な力になると私は考へておるわけでございます。しかし、そうは申しますものの、本格的な問題といたしまして、やはりいづれの日かは、近い将来商品取引所法の全面的な見直しが必要なのはなからうか、かように考へておるわけでございます。

るわけでございます。これは答申の中でも述べているとおりでございます。特に私どもの新聞社にもいろいろ電話がかかってくるわけでございます。たとえばだまされたから救済してほしいとかあるいは勧誘を受けているけれども、どうしようかといったたぐいの電話でございまして、はなはだたわいのたない電話でございまして、特に勧誘を受けたからどうしようかなんというものは、全くたわいのたない電話なのでございまして、しかしながら、こうしたことが行われているということは、いかに一般大衆の方が先物取引のことについて理解していないかということなのでございまして、これについては相当PRをなさる必要があるということでございます。

結論といたしまして、悪質業者は、社会的なムードを利用して悪質行為をいかようにでも行つておるわけでございます。特に国際取引と申しますのは、ムードに乗りやすい取引なのでございまして、この悪質業者を排除するためにも、この法案はぜひお願いしたいというのが私の結論でございます。

（委員長退席、森（清）委員長代理着席）
○森（清）委員長代理 次に、堺参考人をお願いいたします。

○堺参考人 悪徳商法被害者対策委員会会長の堺でございます。庶民を食い物にする悪徳商法の摘発、撲滅、被害者の被害回復の指導等の市民活動をやつております。

海外商品取引の被害の訴えが始まりましたのは、私どもには五十五年八月香港商品取引所に金が入場されて以来のことでございます。現在までに金は百二十三人、七億五千四百万円、その他の商品につきましては六十六人、二億二千七百万円の訴えが来ております。最近、目立つておりますのは砂糖、大豆といった商品でございまして、金もいまだもって後を絶つておりません。特に金の被害につきましては、主婦とお年寄りの被害がふえておまして、この四月になりました北海道で二件、三人の自殺事件が発生するなど大変深刻

な事態になっております。一般にこういう被害者は欲深だと思われがちでございますが、そんなことはございません。ごく普通の平均的な一般人でございます。特に主婦、お年寄りといった方々が言葉巧みに詐欺同然の手口で、このような悪質取引のえじきになつておるわけでございます。この悪質業者を摘発し、撲滅できるといった立法は、われわれ待ち望んでいたのでございまして、

しかし、この法案を見ますと、これで果たして悪質業者を摘発、撲滅でき、そしてまた一般消費者を保護できるかどうかということになると、疑問を持たざるを得ないわけでありまして、

もともと通産省が考へていた対応は、昨年三月に商品等の取引問題研究会の中間報告として発表されておりますが、第一は全面禁止であり、第二が許可制でございます。今回の法案は単なる行為規制法となつておりますが、これは私も前から見ますと、後退したのではないかと申すように考えられるわけでありまして、行為規制法といふと、これは原則的にその存在を認めたことになつてございまして、そこに私たちは大変危惧の念を持つてございまして、

（森（清）委員長代理退席、委員長着席）
悪質業者の実態は、海外商品取引所に実際に客の注文を取り次いでいるとは思われないのみ行為でありまして、こののみ行為そのものを詐欺ということと摘発するという考え方に立つならば、それは特に一般大衆を守るという点からすれば、業者ならいざ知らず、一般大衆の勧誘及び受託を禁止するのは当然であらうかと思つております。むしろ全面禁止が一番望ましいわけでありまして、

そうしてまた、許可制ということにつきましては、たとえば国内の商品取引業は許可制のもとと不当な勧誘が禁止され、そしてまた業界では勧誘行為の細目について自主規制が行われておりながら、なおかつ不法勧誘、過当勧誘で被害が後を絶つていないという実態から考えますと、その許可制さえもならなかったということは、これは被害

がますます助長されるのではないかと、これを危惧せざるを得ないわけであります。そしてまた、海外商品取引を一応形の上では原則的に認めるといふ形になってしまっていますから、これは、現在商品取引所審議会が審議されております問題で、非上場商品に係る先物市場の開設及び先物取引等の勧誘問題、通称商品取引所法第八条問題でございまして、この問題につきましても、通産省は、私設市場の開設は原則禁止に持つて返る、つまり立法趣旨に持つて返るのが多数意見であったという事を言いつつながら、この法案の体系からしますと、海外が原則自由になれば、国内だつて原則自由になつてしまふのではないかと、このことを考へております。

そしてまた、行為規制法の内容につきましても不十分な点がございまして、たとえば不当勧誘行為の禁止といったことがありますが、この中に国内商品取引業界の自主規制の細目といったものが配慮されておられませんし、それからまた不当勧誘行為の禁止が果たして実効が上がるものかどうかといったことを考へるわけであります。業者にとつては、実は罰金刑など全然こわくないわけでありまして、やはり一番効果があるのは業者名の公表であり、そしてまた実際に業者の幹部あるいはセールスマンを含めてそういう人たちが刑務所に送られるといったことにならないと、これは完全に撲滅できないのではないかと、このことを考へます。

ただ、現在緊急事態となつておりますので、現実的対応として、先ほど久保田参考人からもお話がありました、あくまでも緊急的措置ということであるならば、条件をつけてかううじて賛成できるといったことが言えるかと思ひます。その条件につきましても、たとえば今回の行為規制法でございまして、これは五十一年に制定された訪問販売法の体系と同じでございまして、マルチ商法を同じ体系で規制したことがございます。そのときに通産省は、この法律が施行された場合は悪質な取引業者は残存する余地がなくなる、これ

は悪質業者を実質的に禁止するものであるといったことをはつきりとうたい、そして運用姿勢でそれをカバーして実効を上げた経緯がございまして、今回通産省が、この海外商品取引業者に對しまして同じことが言えるのかどうか、これを確認していただきたいものであります。

次に、もしそれで実効が上からなかつた場合、私もこれは実効が上からなかつたと思つておられるわけですが、速やかに全面禁止を含めて新しい法律の手当てができるものかどうか。これはすぐやつてもらわなければ困ります。

そしてまた、三番目として、商品取引所法第八条問題の手当てを含め、海外、国内を問わず消費者保護の観点から、これは新しい消費者保護法が必要なのではないかということを考へる次第であります。

そしてまた、今回の法案には、当初検討されていたと聞いておりますが、クーリングオフ規定というものが考慮されておられません。マルチ商法の規制をする防犯法の中にはクーリングオフ規定がございまして、民法上の特例ではございますが、一般消費者保護という観点からつけてもらつたものであります。今回はそれはなぜ入っていないのでしょうか。実態を見ますと、無断売買あるいは威迫的な言動を用ひまして注文と契約を同時にやつてしまふ、あるいは先に注文をやつたと言つて、後で契約書にサインを求めてくる事例が大半でございまして、少なくとも基本契約と注文売買との間に客がゆつくり熟慮して考へる時間というものが必要ではないか、それがクーリングオフ制度にかかわるものであらうというように考へます。

いずれにしても、緊急的段階になつておりますので、立法は欲しい、立法は欲しいけれども、いまのままでちよつと賛成できない、こういうた私どもの考へでございまして、

○渡部委員長 ありがとうございます。

次に、多々良参考人にお願ひいたします。

○多々良参考人 全国商品取引員協会連合会の会

長を務めさせていただいております多々良義成でございます。意見を申し述べさせていただきます。

近年わが国におきまして海外商品取引所に係る先物取引が横行し、その取引に關しまして、多くの紛議が発生しておりますが、これらの取引は、去る昭和五十三年四月一日、外国為替管理並びに金輸出の自由化が実施されて以来、その兆しが見られたのでございまして、

その後、翌昭和五十四年十一月に至りまして、香港商品取引所に東京穀物商品取引所の輸入大豆の取引と全く同様の取引方法により輸入大豆の取引、これはたとえて申しますと、受け渡しの指定倉庫はわが国の京浜地区に所在しております倉庫で、かつ東京穀物商品取引所が指定しております指定倉庫となぜか全く同一の倉庫というふうになつておる、そういったぐあいではございまして、

また、東京穀物商品取引所の大豆取引と全く同様の取引が開始されるに及びまして、香港商品取引所関係業者の日本上陸の動きが始まり、私も国内の正規の商品取引所業界といたしまして、国内の公設市場における価格の形成でありますとかあるいは市場管理対策等への影響並びに商品取引所及び商品取引員の業務運営に対する影響等を憂慮いたしまして、急遽これへの対応に取り組むべく、五十五年二月に私どもの全業界的な組織といたしまして、全国商品取引所連合会及び全国商品取引員協会連合会が合同して商品先物取引国際化対策協議会を発足させたのでございまして、

自來、関係当局に対する陳情、折衝を重ね、わが国の先物市場の秩序の維持と国内の既存秩序とのバランス保持並びに、特にこの点を強調したいのでございまして、一般委託者の保護という立場から、証券業界における外国市場関係業者についての規制措置に準じまして、免許制もしくは許認可制の制度の確立を強く要望してまいつたのでございまして、

しかしながら、當時はいわゆるブラックマーケットに対する対策が焦眉の急でございまして、現

実問題として海外商品取引関係業者の日本国内における活動もいまだ少数で、行政当局におかれましても、まずブラック対策、特にその跳梁のはなはだしかつた金のブラック対策を優先措置されてこられたのでございまして。しかし、昭和五十五年八月、香港商品取引所に金が上場されるや、従来金の私設市場に關与していたブラック筋と言われ

る金の私設市場関係業者が、ある種のステータスを求めてか、香港商品取引所の金関係業者として衣がえを始め、さらには翌五十六年のわが国における金の政令指定と同時に、国内における金の取引に見切りをつけて、私設市場筋、いわゆるブラック筋が一斉に香港等海外商品取引所の関係業者として、看板のかけかえを始めたのであります。

この間、昭和五十五年四月のいわゆる商品取引所法第八条の逆転解釈に伴ひ、その間隙を縫つて、海外商品取引所関係を自称する無資格の業者が、わが国における政令指定商品以外の商品で、しかも外国の商品取引所に上場されている物件、たとえば、石油でありますとかコーヒ、銀、プラチナ等々の先物取引の勧誘を始め、今日の混乱を惹起しているのであります。この点につきましては、先ほど久保田さん並びに堺さんからも詳しく御説明がございましたけれども、そういった混乱を惹起しているのでございます。

一方、話は全く異なりますけれども、世界の潮流といたしましては、先物市場に対する設置要請が各国に高まつてきておりまして、わが国におきましても、経済環境の変化に伴つて幾つかの産業界では先物市場の必要性が認識され、関係商品の市場について検討が進められておる段階でござい

ます。

こういったときに当たりまして、巷間に伝えられていようなくどい手法による無秩序な海外商品取引所上場商品の取引を混乱のままに野放しにしておくという事は、わが国の商品取引所制度にも無用の誤解と偏見を招来するおそれがあるばかりか、国内商品先物市場の機能とその健全なる成長をも阻害し、加えて商品取引所法に基づい

て受託業務を実施している私ども商品取引員が、これらの業者と混同視されることも危惧されるのであります。

この点につきましては、先生方も十分御高承のこととは存じますが、現在先物取引を業とする業者には、国内の現行商品取引法に基づき許可を受けて、法のもとで受託業務を行っており、またこの私ども商品取引員と、それから本日審議の対象となっており、海外の商品取引所に活動している業者と、もう一つさらに、商品取引法第八条の逆転解釈以来何らの拘束もなく勝手に活動している私設市場業者との三種類があるということでございます。どうか、私どもとこれらの海外関係業者ないしは私設市場業者とを混同して同一視なさらないよう峻別していただきたい、この機会をかりてお願い申し上げる次第でございます。こういった海外関係業者ないしは私設市場業者によつて一番迷惑をこうむっておりますのは一般委託者でございますが、それと同様に、一番迷惑をこうむっておりますのは、私ども正規の商品取引員なのでございます。

私どもは、今回の海外商品市場に係る先物取引の国内における勧誘、受託につきまして、一日も早く法的規制が行われ、一般委託者が保護されることを強く望むものでございますが、さらに加えて、今後、国内、国外、公設、私設のいかなるを問わず、本邦内における商品先物取引全般について準拠すべき基本法規、先物取引法といったような基本法規を整備していただくことが必要と考えられますので、今回の海外規制法に引き続き、現行の商品取引法そのものを抜本的に見直ししていただきまして、万全なる法的整備をこの際ぜひともお願いしたいのでございます。

どうもありがとうございます。

○渡部委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。泰道三三君。

○泰道委員 堺参考人にちよつとお伺いしたいのですが、大分被害が続出しているということなんです、そういう被害に遭った人たちの後の処理、具体的にはどんな処理がなされているのか、ちよつと具体例を挙げてお聞かせいただきたいのです。たとえば裁判にかける例、あるいは示談にする例、いろいろあると思うのですが。

○堺参考人 私どもの方に被害の訴えが参つた方々につきましては、まず被害の実態を詳しく事情聴取いたしまして、それに伴い弁護士をつけまして示談交渉に入る、ちがいが明かないものは訴訟に持つていく、そして刑事事件として告訴、告発もやるといった状態でございます。

ちなみに、私ども現在進めております全国での民事訴訟の数でございますが、金のブラックマーケット時代から海外商品取引まで全部含めまして、全国十三地方裁判所で原告百四十名、十四億円の訴訟を提起しております。刑事告訴によりまして、実際に詐欺罪として摘発された事例もございいます。

○泰道委員 何か裁判までは持つていかないで、いわゆる積んだ証拠金の二〇％ぐらいを戻してやるから、それで手を打ちましょう、こういうケースはたくさんあるのですか。

○堺参考人 どの時点をもつて被害かということでございますが、私どもの見るところ、もうお金を出した時点で被害です。取られてしましますとほとんど返つてこないといった状態です、計算上返つてくるべきお金、つまり清算金でございますが、これさえもなかなか返してこない。もう本当にやらずぶつたりでございます、とうてい許すことができない存在でございます。

○泰道委員 皆さんのお話で大体言い尽くされておるのですが、久保田参考人にちよつとお尋ねをいたします。

だ、というようなニュアンスがあつたのですが、ずばり、この法律で委託者保護ができるかどうか、どのようにお考えになるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○久保田参考人 この法律は幾つかの強力な規定を持つておるわけでございます。一つがこの十一條の規定でございます、これは取引をした場合に、業者の方で明確な答えを出さない限り顧客にとつて有利な価格で取引が行われたと推定するという規定でございます、これに基づいて私法上の訴えができる仕組みを盛り込んであるわけでございまして、私、こうしたものを顧客の方でうまく活用なさいますと、かなり前進した救済ができるのではないかと期待しているわけでござい

ま、ほかにもいろいろあるわけでございますが、一番大事なのは、幾つかの規定をうまく組み合わせれば、かなり強力な救済ができるということに尽きようかと思ひます。

○泰道委員 同じ質問なんです、多々良参考人にお願ひします。

○多々良参考人 十一條につきましてはのみな規定にございましては、いま久保田参考人から御意見の開陳がございましたので差し控えますが、私はことに六條について評価をいたしております。これは現在の理論的なことはともかくいたしまして、実態論としてほとんどのが最も委託者保護に近道だろうと思ひます。この六條というのは、商いが成立した後の報告書等の送付のやり方、これは通産省令で定めることになっておりますけれども、その内容によつて、運用の仕方によつてはきわめて有効な行為の阻止がございまして、委託者保護につながるのではないかと、実態的にはそのように考えております。

○泰道委員 ほとんどお聞かせいただきましたので、これ以上余り質問することもないのですが、それぞれ参考人の方にもう一度、確認の意味で、今後行政当局に特に強く要望すること、これを

を一言ずつお聞かせいただければありがたいと思ひますが、まず久保田参考人からお願いいたします。

○久保田参考人 これはいろいろ条件があるわけでございます。たとえば行政面でも少しスタッフが充実できるならばという仮定のもとでやりますと、もう少し強力な行政もできようかと思ひわけでございますが、現在の行革のもとでは、それはなかなかむずかしいということでございます。しかし、そうしたもとで、もう少し積極的に行政を展開するにはどのような条件が考えられるかということでございますが、これはやはり行政当局、つまり通産省であるとか農林水産省だけでは不十分でございますので、警察庁あるいは各都道府県警察本部、こういった点をうまく組み合わせまして、有効におやりになる必要があると私は考えております。

(委員長退席、森清委員長代理着席)

○堺参考人 まず私どもは、現法案では賛成できないのでございますが、これにまずクーリングオフ規定を設けていただく、その上で積極的な消費者啓発をやつていただく、そして基本姿勢として、この法律が施行されたら悪業者が残存する余地はなくなるといったような姿勢から業者の公表をやつていただくと思ひます。

それから、そのためには声が集まつてくるような体制にしなければいけませんから、通産省の担当課内に、それこそ海外商品取引一〇番といったものの設置が必要ではないかと思ひますし、いろいろ施策もありますが、いまでも実は悪業者は書面を交付しております。ところが、その書面の交付の仕方とその内容に問題がございまして、主婦、お年寄りが見てもよくわかる内容でなければなりません。それから、それを読ませる時間を与えなければいけません。理解する時間を与えなければいけません。それから、その書面の中に、先物取引というものは一般大衆にとってはギャンブル、ばくちの場に参加することであり、危険を伴うものであるという危険開示の項を入れ

ていただきたい、そのように考えます。
個々ございますが、大まかなところはそういうところでございます。

○多々良参考人 現在商品取引所法で律されておられますのは、国内で法律によって認められている十九の取引所にかかることだけでございまして。したがって、私設市場でありまして、今問題になっております海外取引の業者であるとかは、この法律には一切無縁ということになっております。そのために、ちよつと表現がおかしいかもわかりませんが、ちよつとモグラたたきみたいな状況になっておりまして、国際的な海外屋だと称する人々が悪いことをする。だから、この法律をつくっていただきますとブラックに出てくる。ブラックをたたきましますと、たとえば金のブラックで言えば、金をたたきましますと、銀に出るとかプラチナに出るとかというような感じでございまして、商品取引所法そのものを、先ほど久保田参考人もおっしゃっておられましたけれども、抜本的に改正していただきますと、先物取引にかかる全般がこれで規制できるような、処理できるような法体系に一日も早く進んでいただければ、こういうふうな個別な手当てでなしに包括的な対応ができるようになるのではないかと、そのように私個人は考えております。

○森道委員 ありがとうございます。終わります。

○森道委員 長代理 上坂昇君。

○上坂委員 きょうは参考人の皆さん御苦労さまです。いろいろ貴重な御意見を伺いましてありがとうございます。少し御意見を承りたいと思っております。

先に久保田参考人にお伺いいたしますが、いろいろ審議会等でも登録制や許可制あるいは届け出制というものについて検討をされたようでありまして、それよりも行為規制をする方がいいたろうというふうな結論になって、緊急的にこの法律の上程というものを希望した、こういうお話だったと思ひますが、今度のいわゆる法規制の対象にな

っているものは、香港の市場が主体になると思うのです。しかも、上場品目は日本の取引所にある上場品目と同じ商品である。したがって、同じ品物について二つの取り締まり規制、片方では行為規制で片方は流通経済法でありますけれども、現在の取引所法に厳しい規制の方法があるわけでございますから、両方同じ品物について取り扱うわけでありまして。

そこで、同じ品物であるならば、それを望むのは、当然一般大衆というものは取引というものについて知らないでありますから、せめて日本の取引所を通じて委託をすべきである、何にも海外に出ていく必要はない、海外に出ていくということ自体が勧誘というものがあつて初めて行くのである、こういうふうに考えるわけでありまして。したがって、これは全面的に禁止をして何ら差し支えないものではないか、こういうように一つは考えております。

それからもう一つは、海外市場の香港市場の場合、会員、準会員というものがございまして、日本の取引所の会員として取引員、そういうものに該当するのではないかと私は思ひます。したがって、その数は無制限ではありません。必ず数は限られております。しかも、その限られてる中に外国の商社として日本の商社が入つていけば、それもちかめないことではないと思ひます。そうすれば、届け出制なり登録制にしても何ら差し支えないものであると私は考えるわけでありまして。そういうように持つていくことの方が業態を把握できるのではないかと、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○久保田参考人 まず最初の全面禁止の是非論でございまして、確かに全面禁止という考え方はございまして、ところが、お話しの中で御指摘のありましたように、同じものが二つ以上ある。つまり国内で調達できる分と海外でわざわざ調達する分、同じ金なら金で二つある。これはまさににおつしやるとおりであります。ところが、海外取引を扱っている業者というのは、委託者の注文を本当

に海外市場につないでいるのでありましようかという深い疑問があるわけでありまして。つまり彼らは詐欺同然の行為をやっているわけでありまして、本当に海外取引所から品物をつないでいるならまだましなものでございまして、それすら行つていない。でありますから、国内で調達できる金をわざわざ海外に行つて買うことではない、それは確かにそのとおりなんではございまして、それは実はやつていないところに問題があるということなんではございまして。

それならば、全面禁止をやつたつて実害ないではないかということになるわけではございまして。確かに全面禁止ということも考えないわけではなかつたわけではございまして、実は当業者と呼ばれる業者、つまり実際に生産を行い実際に販売を行う、要するに業務として行つてゐる、実務をやつてゐる連中ではございまして、それは海外商品先物取引所を積極的に利用してゐる。たとえば住友金属、これはロンドンのLMEを利用してありますし、食品業取引業者であります、シカゴの取引所を積極的に利用してゐられる。全面禁止と申しましたのは、もちろん素人衆の全面禁止なんではございまして、もちろん、素人衆の行つてゐる業務に便乗した場合、どのように規制できるかということになりますと、抜け穴は幾らでもあると申し上げざるを得ないわけではございまして。したがって、全面禁止は見送りまして、いまのような形になつたということではございまして。これは最初の御質問に対する答えでございまして。

それから、二番目の問題でございまして、この業態把握のために登録させるといふのも一つの考え方ではございまして、これをやりますと、確かに情報が入つてまいります。行政としては、やりやすい面も考えられないわけではないわけではございまして、これをやりますと、お墨つきを与えるという危険があるわけではございまして、通産省、農林水産省公認の業者であるということになるわけではございまして。そうなりますと、今度商品取引所法の上で規制を受けている業者とのバランスを

なり失するといふ危険性もあるわけではございまして、これは行為規制でやりましよう、こういうことになつたわけではございまして。

○上坂委員 もう一点お伺ひしますが、お墨つきを出しても、たとえばその業者が正常な営業行為をしてゐるならば、当然お墨つきをやるべきなんでは、一向差し支えないと思ひます。したがって、お墨つきをやるというふうなことに名をかりて野放しにするということは、ますます業態が把握できなくなるし、ブラックを跳梁させるものになつてしまふのじゃないかというふうに思ひます。ね。実際はちゃんと登録、届け出をさせておいて、その中でりつぱな営業をやつてゐるものはりつぱに通産省がもう認めてゐるんですよというところで、営業をやつて外国の市場とつなげばいいんです。つながらないものは直ちにこれを把握することができるといふことになりまして。いまのような状態の法律の中では、当然これができないのではないかと、こういうふうに思つてゐるわけではございまして。

○久保田参考人 これは参考人としての陳述の中でも御説明したわけではございまして、もう一つあつたわけではございまして、それは届け出制、登録制をやりますと、お役人の数が非常にふえるわけではございまして。いまのような行政改革が叫ばれてゐる中で、お役人の数がふえるような提案はやりかねたということ、それも一つの理由でございまして。

○上坂委員 堺さんと多々良さんにお伺ひしますが、この法律はいわゆる行為規制すべき業者がなかなか把握できないのです。問題が発生をして、いわゆる事件が起つてからでないといふんだんです。ところが、マルチ商法等においては多くの人たちを対象にして勧誘をしたりなんかするものですから、証明する人がたくさんいるわけではございまして、商品取引においては二対一なんです。したがって、だれも証明してくる者がいないのです。書面しかないのです。その書面が実際はどうなるかといふとなかなかむずかしいのです。この法案には、書類を交付する、いわゆる書

面を交付する、しかし書面なりそれを証明する帳簿なり何なりを備えつけの義務もなければ保管の義務も課されていないのです。それでは一体どこで不当商法というものを指摘ができるのかということをお私には非常に疑問に思っております。なかなかできないだろう。それから帳簿も何もなければ、立入検査をやっても実態がつかめない、したがって業務停止命令もできない、したがって十一條の推定規定があるからお金は取れるだろうと思つても、結局は前段のところを取れないような結果になってしまうというのが私のこの法律に対する感想なんです、この辺についてはどんなふうにお考えになつていらっしゃるかが第一点です。

もう一つは、もしいまのような状態で実効が上らないとなると困りますから、法律をつくる以上は実効を上げるようにしていかなければなりません。不安がたかさんあります。したがって、その不安を解消して、実効を上げるようにするには、この法律を補うものとして具体的にどういう措置が必要であるかということについて、それぞれお二人から御意見をいただきたいと思ひます。

(森清)委員長代理退席、委員長着席

○堺参考人 上坂先生の御指摘は、私もこの法案が不備だと申し上げているところと全く同一でございます。たとえば不当な行為の禁止がございしますが、立入調査を行なうときに、帳簿の保管義務がございせんので、果たしてチェックできるかと思ひますし、行政処分をかけようとするときに、たとえばAという看板をやつていた、しかしその後行政処分をやると思つたらBという看板に変えてしまつた場合、これはなすすべがございせん。唯一の刑事罰導入がなされて重要な事項の告知義務の書類の交付でございしますが、これについても大変言葉巧みな外務員です。とにかく書面等を読ませない、あるいはまたこれまで縁がなかった人々を対象に勧誘をしておきますものだから、本当に効果が上がるのかという点についてはちよつと疑問があるわけであり

ます。

それでは一体、それにかわるものとしてどうすればいいのかということになりますと、あくまでもこれは緊急的措置という大前提の上でならばという条件が付きまざるけれども、その上で法案が法律として通つてしまふのであれば、行政当局、通産省もさることながら、警察当局の方も問題になつてくると思ひますが、その姿勢にかかつてくると思ひます。とにかく行政運用面で法律の不備をカバーするようではなれないと思ひます。

そして、実効が上がる場合は、先ほど先生御指摘になりましたように、少なくとも一般投資家が海外の取引所の実態をうかがい知ることにはできないわけですから、これはもう即座に一般投資家の勧誘及び受託を禁止するといったことも踏まえて、新しい立法の手当てをやつてもらわなければいかぬ、このように考えます。

○多々良参考人 登録制についてないしは許可制について私の考え方を申し上げますと、香港商品取引所の例は、わが国の商品取引所のやり方とちよつと違ひまして、正会員は取引所の許可を得て会員になるわけですが、準会員ないしは取次業、代理店といったようなたぐひのものは、恣意に取引員との間で契約が結ばれて幾らでもつくれるというシステムになつております。したがひまして、登録制を仮に採用いたしましても、これは順次だれでもつくれるわけでございますから際限がない。また、そこで問題が起つたら、他の看板にかけかえればいいということになりますので、登録制の実効がなくて、むしろ先ほど久保田参考人が御指摘になりましたように、通産省ないしは農水省のお墨つきをもらつたのだ、たからいいのだというやうなきわめて悪質な勧誘の原因になりかねないことだと思ひます。

それから次に、書類等を完備しておくのがいいのではないかと御指摘で、私も同様で考へますが、第六條ないしはほかにもそういうのがございすけれども、「通商産業省令で定める事項」というやうな規定がございす。要するに、

省令によつて相当カバーできるやうなものがございすので、こつちのものを整備されることによつてある程度カバーができるのではないかと、このやうに思つてございす。

○上坂委員 いま多々良参考人から本場に参考になるいい話を承りました。ありがとうございます。

私は、この法律全体を眺めてみて、やはりどうしてもトラブルが起きてから後の対策になつてしまふ、したがって、そういうものは未然に取り締まれるやうな状態になつていかなくちゃならぬ。そういう意味で参考人の皆さんそれぞれ、抜本的な改正を必要とする、いわゆる国内業者であらうと海外業者であらうと、整合性をもつてすべに適用され、あるいはまた一般消費者を保護することのできるものを含めて商品取引における抜本的な立法というものが要だ、こつちのやうにおつちやつておられると思ひます。これは現在の金を初めとするいろいろなトラブルあるいは海外の商品等につながつていろいろの問題、そういう問題から見て、私は緊急に、もちろん現在討議されているこの法律も緊急ではありますけれども、そういう緊急な措置という意味ではなくて、抜本的な改正が一日も早く立法されることが必要である。これについてすぐに取りかかるべきではないか、こつちのやうに思ふのですが、久保田参考人から順次お答えをいただければありがたいと思ひます。

○久保田参考人 それは御指摘のとおりでございます。現在、第八條の解釈が由らりんになつておる。逆転解釈をして、その後また大津地裁で根支部の判決など出ておまして、そういう意味で由らりんと申し上げておるわけでございますが、そういう状態を一日も早く解消するためにも、抜本的改正は必要である、これは御指摘のとおりでございます。

○堺参考人 私もあくまで消費者保護の観点から、現在国内商品取引業者の間で取り交わされております自主規定、新規委託者保護管理規則

であるとか、事細かな勧誘行為の規制等がございす、これを明文化し、危険開示書類の交付等を明文化したものが必要であらうと思ひます。

そして八條問題につきましては、私もあくまでも、この立法趣旨は、従来の政府の解釈は正しいと思ひますし、現在もその立場で全国の民事訴訟で訴訟を進めております。現に久保田参考人からお話がありましたように、昨年十月には大津地裁根支部で、従来の政府解釈の方が妥当であるという判断が下されておりますので、なぜ解釈をそのまま持つてこれないのか疑問に思ひます。そして今国会の場で八條問題も無論これは手当てがされるべきだと思ひます。プラチナ・ブラックマーケット、解的的にはホワイトになつておるわけですが、この被害による訴えもいま相次いでおります。とにかく事は緊急を要します。

○多々良参考人 何度も同じことの繰返しを言うやうな感じがございすけれども、現在の商品取引所法そのものが取引所の設置法といつたてまになつております。したがひまして、これに對しまして海外であるとかブラックだとかいうことは、これの對象外ということでございます。したがひまして、抜本的にはこの法律そのものですべが包括的に対応できるやうな見直しなしいしは改正が必要ではないかというやうに個人的に思つております。

○上坂委員 どうも皆さんありがとうございます。

○渡部委員長 北側義一君。

○北側委員 参考人の皆さんには、非常に貴重な御意見をいただきました。心から感謝いたしております。

まず最初に、久保田参考人にお尋ねしたいのですが、先ほどおつちやつておられますとおり、海外商品の先物取引につきましては、全く言われるとおり危険きわまりない、そういう状況でございまして、むしろ全面禁止にしたい。しかし、正常な取引をやつておられる方がおられるのでそういうわ

けにもいらない、こういうお話であるわけであり
ますが、そういうところから先般、海外商品取引
に関する商品取引所審議会の答申が出てきたわけ
であろう、こう思うわけです。その中で「喫緊の
課題となつてゐる」ため「現時点において、とり
あえず」、「云々、こう書いてあるわけですね。」「と
りあえず」ということはとりあえずやつていこう
ということであろう、私はこのように理解をいた
しておるわけです。

そこで、今後商品取引所法第八条の逆転解釈に
伴う非上場商品の法的措置とあわせて総合的な対
策が必要だと私は思うわけです。あなたも、その
ような商品取引の全面見直しが必要であろう、こ
のようにおっしゃつておられるわけですが、今日
まで久保田参考人がこの問題についていろいろ御
苦労なさつたということはよく承知いたしており
ますが、この点についてどのようにお考えになつ
ておられるのか、率直に御意見を伺いたいと思
うのです。

○久保田参考人 確かに御指摘のとおりなんでご
ざいます、非上場商品の規制問題は残つてゐる
わけでございます。ただし、この問題は、昨年の
五月と記憶しておりますが、通産大臣から金の上
場問題、それから農林水産相と通産相の両相から
海外取引と非上場、この二つのテーマを審議せよ
ということを諮問いただいてゐるわけでございます
。これまでに金の問題が片づきまして、今日皆
様方の御審議を仰いでゐるわけでございますが、
残されておりますのは、海外取引と非上場問題、
これをまず片づけねばならない、こういうことな
んでございます。

しかしながら、この問題を片づける場合にどう
してもこの八条問題に触れざるを得ないだろうと
私は見ております。しかし、これは今後の私ども
の審議がどのように進むかというところは、まだ私
どもはしかとお答えいたしかねますが、この非上
場問題を考える場合には、どうしても八条に触れ
ざるを得ない。したがつて、御指摘のように、あ
るいはそれが導火線となつて全面見直しをやらな

くちやいかぬのかなという事態も考えられないわ
けではございません。かような状態でございま
す。

○北側委員 では、時間がないので、次に堺さん
にお尋ねしたいのですが、堺さんが今日まで被害
者の方々の相談相手になられて、非常に御苦労な
さつておられることについてはよく承知いたして
おるわけでありまして、私、具体的に被害者が出て
こられて、その対応策は非常にむずかしいのでは
ないか、こう思うわけですが、どのような対応を
なさつておられるのか、まず、それをお伺いした
いと思ふのです。

○堺参考人 まず、被害者が訴えてくるのはほん
の氷山の一角であるということです。現実には金・
ブラックマーケット時代に愛知県警が摘発した一
業者の被害訴えが私どもに三十人ございました。
ところが警察の調べで、その後その会社と取引を
していた人は千五百名いたことがわかりました。
四十倍も背後にあつたわけです。ですから、これ
は私どもの方に訴えてくる人は、ある意味でまだ
精神的に救われる、あるいは経済的にも救われる
ことができる数少ない人々でございます。ただし
かし、当方へ訴えていただいたからといって、ま
すぐさま被害回復につながるわけではございま
せん。とにかく相手は詐欺師でございます、一た
びお金を取つたら返さないとこののが大前提でや
つてゐる連中でございます。ですから、私どもと
しましては苦慮しておるわけでございますが、一
応民事的には、弁護士を立てまして示談交渉に入
つたり、民事訴訟の展開に持つていったり、それ
からまた被害の声を集めて、とにかくこの後被害
が出ないようにとすること、各マスコミにも御
協力を願つてキャンペーンを打つてゐる状況で
ございます。

○北側委員 実は、いま氷山の一角であると、私
もそう思うわけです。
そこで、私は非常に心配なのは、たとえばこの
法律案が成立しましても、附則で御承知のとおり
六カ月以内に施行になるわけですね。その間の駆

け込みとか、いまの間にやつてしまえというよう
なことがうんと出てくるんじゃないか、そういう
心配をしておるわけです。それに対するいわゆる
啓蒙、そうさせないための啓蒙とか、被害者のい
ろいろなめんどろを見られてやつておられるあな
たの立場から、こうやつた方が一番被害が少なく
なるんじゃないかというような啓蒙の方法とか何
かあつたらお考えを述べていただきたいと思ふの
です。

○堺参考人 とにかく政府広報という小さな啓蒙
の記事がありますけれども、問題は、政府広報を
見るような人あるいは政府提供の番組を見るよう
な人は被害に遭わない。それに余り縁がないよう
な人々が被害に遭つてゐるといつた状態ではござ
いますので、きめ細かなPR、被害が集中してゐ
る地域へのPR、それからあるいは被害が集中して
いる被害者層に対するPRといったものも考えて
いつていただかなければいけないと思ひます。単
にお金だけばらまいて政府広報を打つても、それ
こそ広告代理店が喜ぶばかりでございます、これ
れと一いつた一番的確なPRというのは、これは私
どもがキャンペーンを何回も社会面記事で打つて
いただけでも限界があると思ひますので、
なかなかむずかしいかろうと思ひますけれども、
何回も何回も打つ、とにかく回数だらうと思ひま
す。

それから、NHKのテレビ番組の中で、政府提
供番組で身体障害者年だとか、そういうような番
組があります。ああいうようなもの、新聞よりも
雑誌よりも、映像の方が効果があることもござ
います。いまちよつと考へてみたところはそういう
ところでございます。

○北側委員 では、最後に多々良参考人にお尋ね
したいのですが、現在審議をしてゐる新法によつ
て規制の対象となります海外商品市場、これを舞
台にした悪質業者についても先ほどからる述べ
られておるわけでありまして、私の聞くところによ
りますと、国内の商品取引員と海外の悪質商品
取引業者との間に資金的、人的なつながりがあ

る、こういう声を聞いておるわけです。この実態
をもし御承知だつたらお教へいただきたいので
す。

○多々良参考人 残念ながら余り詳しくはござい
ませんけれども、資金的にも人的にももちろんつ
ながりのある会社もございます。しかしながら、
私どもの知り得ております直接にかかり合いの
あるそういった会社におきましては、まじめにや
つておられるというふうには承知いたしておりま
す。それよりもむしろ、そういった直接のかかわ
りのない、私どもの業界からドロップアウトした
ような人々たちによつて構成されております方々の
中で、たとえば準会員でありましてあるいは代
理店でありましてとか、そういった中で被害が続
出してゐるというふうには聞いております。

○北側委員 実は、この商品取引所法が昭和五十
年に改正されたわけですから、そこで、当時の審議を
振り返つてみますと、その際、改正点は、商品取
引所制度における弊害を防止し、健全な運営を確
保するために、主なものとして三つ挙げられてお
るわけですから、それは、商品取引員の受託業務の許
可を四年ごとに再更新する、二つ目は、委託者債
権の保全措置を強化する、三つ目は、商品市場に
おける売買取引についての監督を強化する、この
ようになつておるわけですから、また、附帯決議を見
てみますと「許可の更新に当たつては、営業姿勢
等について厳格に審査し、委託者の保護に万全を
期すること」という一項目が改めてつけられて
おるわけです。しかし、先ほどどなたか、たしか
堺さんだと思ふのですが、言つておられたよう
に、私ちよつと数字を資料で見ますと、この改正
後、やはり相当事件が起きておるわけです。それ
について、健全な経営をやつていただきたために、
どのようにこういう紛議事件を少なくしていく
か、もしお考えがあつたらお聞かせいただきた
いと思ふのです。

○多々良参考人 先生御指摘のとおり、四年ごと
の許可更新ということで、紛議の件数等は、私ど
もの国内業者におきましては著しく激減してゐる

というふうと考えております。

この際、ちよつと申し上げさせていただきますれば、せんだつて日弁連の方から金取引所の上場はまだ早いという御提案がなされた折に、その附属資料についておりました紛議の実態が相当数ございました。それなども克明に見せていただいたわけでございますが、実は国内の業者の関与している紛議は一件もございませんで、全部がブラックさんであるとかあるいは海外屋さんであるといったような状況にございました。ちよつと先ほど私が申し上げましたように、そういった方々の紛議が、実は関係のない私どもと同一視されまして、非常に困惑しておる状況でございます。私も本体的方から申しますれば、先生の御指摘のような四年ごとの許可更新であるとか、あるいは両省、監督官庁のきめ細かな行政指導等によりまして、紛議は激減しておる状況にございます。どうぞその点、よろしく御理解をお願いしたいと思ひます。

○北側委員 時間が参りましたので、終わります。

○渡部委員長 宮田早苗君。

○宮田委員 まず、多々良参考人にお聞きをいたします。

非常にむずかしい、答えにくい質問かもしれませんが、悪質な業者、たとえば香港を中心にした取引所の会員、準会員等々、わかっているもの、これ以外のこの種の商売をして歩く人々、国内でいろいろ業者がおると思うのですよ。大体どのくらいおるものと推定ができるか、おたくの方でわかっておりますならばおっしゃっていただきたいと思ひます。

○多々良参考人 正確な数はつかみかねますけれども、海外関係、香港関係の正会員とか準会員とかその他代理店、そういったものが約百四十社くらい、それから国内のブラック業者と称されますのが百七十社くらいというふうに推定されております。

○宮田委員 次に、堺参考人にお聞きをいたします。

すが、御説明によりまして、ただいま十三の地方裁判所で係争中ということでございますが、係争中以前のこの種の問題で解決した事例があるかどうか。ありますれば、その経過をちよつと説明していただきたいと思ひます。

○堺参考人 私どもの集団訴訟は全国で行つておるわけでございますが、すでに判決が出たところも多々ございます。ところが、判決が出たところは、相手の業者がもう逃げてしまつてゐるというところが多くて、実際の被害回復につながつていないことが多いのです。何とか訴訟を起こして、裁判所の職権あつせん、職権和解で成立をした事例ということになりますと、これは金額はとうてい無理でして、せいぜい返つてきて半分、お金を出した被害金額の半分といったものが多々ございます。

それから、訴訟の前に示談で話がつくこともありますが、これも業者側が大変ガードがかたくて、そして被害者の足元を見まして、おまえたから、訴訟を起こしても、おれたちはどうせ逃げていくから、低い金額で応じよと言つておどかしてくることもよくあります。

○宮田委員 お三方にお聞きをするわけでございますが、何しろ先物取引なんというのは一般的には余り関心はないと思う。わからぬわけでございますが、問題は、この法律をつくりまして、知らないということになりますと、また同じようなことの繰り返しということになるわけでございませう。問題は、いかに利用しようとなさる方々にこの点を知らしめるか、あるいはまたその他一般の識者の方々に、この法律自体をどう宣伝、啓蒙していくか。言うならばPRの問題ですね。幸いなことに久保田参考人、新聞の方でございまして、非常に詳しいと思ひますけれども、このPRの仕方について久保田参考人初めお三方、それぞれお考えがございましたら、ひとつおっしゃっていただきたい、こう思ひます。

○久保田参考人 被害に遭われた方の像、姿から推定いたしますと、たとえば小金を持つてゐる方、この方たちには、たとえば商工会議所あるいは商工会などを利用して啓蒙活動をやるといふのも一つ考えられようかと思ひます。また、中小商工業者の小金を持つてゐる方にはそういうルートがございませう。それから、あるいは教員で被害に遭われる方が多いわけでございます。大津地裁彦根支部の場合は、たしか教員の方であつたと記憶しております。二人の息子さん方に金塊を一つずつ上げたというものがその動機であつたと言われております。それがたまたまブローカーにつけ込まれた。一つしか買えないのだけれども二つやりたいのだ。そうしますと、無理をしようとして一つくらなければいけない。それは先物取引のこういうものがよろしいなというふうな口車にうまく乗せられまして、結局身ぐるみはがれたということになつておるわけでございますが、こういう教員の方には、これは文部省を通じてきちんとした、あなた方、退職なさる場合には注意なさいということを申し上げないと、全く教員の方というのは聖職でございませうから、何と申しませうか、非常に純粋な方でございます。要するに、世間の荒波にさらされていけない。でありますから、こういう悪徳セールスマンにかかると、いとも簡単にこころとまいるわけでございますから、私、文部省なりあるいは地方の自治体などを通じて、きちんと、退職されるあるいは退職が近づいた教員の方に対しては、注意なさいということとを積極的にPRなさる必要があるという感じがいたします。

ほんの思ひつきでございますが、それから女性の方がわりとやられてゐるわけでございますから、たとえば町内会の組織がどの程度利用できるか存じませんけれども、ああいった組織をうまく利用なさるのも一つの手だと思ひます。つまり被害に遭われた像に依りて、それぞれ具体的にルートをきちんと確立されて、かなりシステマ的にPRなさいますと、相当効果が出るのではなからうかと私は考えておるわけでございます。

○堺参考人 久保田さんからお話がございました点と私も同様でございますが、東京消防庁が欠陥ホテルを公表いたしました。あのような形で、とにかく悪徳業者にとつて一番こわいのは自分たちの名前が公表されることではないかと、業者の名の公表、これが何とかできないかということを一歩に考えます。

それから、摘発にまさる啓蒙なしでございまして、現在行われてゐる悪質取引、これはだれが見ても詐欺横領罪に該当するものだと思ひますので、それがなぜ警察当局によつて摘発されないのか、疑問でございます。警察当局に動いていただくこと、これが一番でございます。

そしてまた、私どもがキャンペーン記事を書きますと、悪徳業者はそれより頭が一段進んでおりまして、わざわざ新聞記事を持つてまいりまして、こういう悪があるのかわれわれは迷惑しているのですよと言つてPRするといった事例がございますので、とにかくきめ細かい、繰り返し繰り返しのキャンペーンということにならうかと思ひます。

○多々良参考人 私は、業者の立場から申し上げますと、この法律がいつときも早く制定されることとが一番のPRだと思ひます。と申しますのは、これによりまして、現在百四十社強と推定されております海外業者がまず一番困るはずなんです。したがひまして、業者が、こういう法律ができた以上、こういった商売をもうは継続できないというふうな気持ちになるはずでございますので、いつときも早い制定をお願いしたいと思ひます。

○宮田委員 ありがとうございます。

○渡部委員長 小林政子君。

○小林(政)委員 皆さん、きようは本当に御苦労さまでございます。

私は、最初に、久保田参考人にお伺いをいたしたいと思ひます。

四月十三日の商取審の答申をみますと、「今後、商品先物取引の国際化が進展した場合においては、海外商品市場における先物取引の受託等の

事業活動を流通経済の観点から位置づけた体系を検討することが望ましい。」という意味のことが書かれておりますが、これは具体的にどのようなことを期待されて書かれたものでございましょうか。

○久保田参考人 御案内のとおり、現在、国際化時代ということで、海外との交流がかなり活発でございまして、それからいままは、貿易摩擦の問題が非常に大きな問題になっているわけでございます。海外との嗜好を重ねることが非常に大きな問題である、かような認識に立って、しからば、この外国との国際取引をどのように理解するかということになるわけでございます。

この場合、これははじめな業者でございます。先ほどちょっと申し上げたのでございますが、非鉄金属の会社であるとか食料を扱う会社が、現在、シカゴの取引所なりLME、ロンドン金属取引所などを利用して現実にどんだん商売をやっているわけ。これはそれ自体、歓迎というものは変ですけれども、肯定されてもいいことだと思えます。ところが、これに紛れ込んで悪質行為が行われているということが非常に問題でございまして、これの規制が大事な問題になるということでございまして、これをどのように調整をとるかということがポイントでございます。

それで、いま読み上げられました文言でございますが、今後、国際的な流通経済が正常化して、あるいはもっと活発になるかと思えます。そういう中で、悪質業者を粉砕させないで、なおかつ正常な商い、たとえば素人の方でもできるような商いがある中にビルトインされた場合は非常に結構なことではなからうか、大体こういう趣旨なのでございます。

○小林(政)委員 再度お尋ねをいたしたいと思えますけれども、その場合には、たとえば八条の逆転解釈の問題も含めてということになるのでございまいしょうか。

○久保田参考人 そのとおりでございまして、八条を含めまして商取法の全面見直しをやら

と、いま申し上げたようなことはできないと思えます。

○小林(政)委員 堺参考人にお伺いをいたします。

被害を根絶する上で今回の法案は果たして実効性があるのかどうか。私はこの点期待ができません。と思つておるのです。しかし、被害者の会として、従来から多くの大衆の方々と一緒に受託の禁止を要求されてこられて、被害者の実態を一番よくつかんでいらつしやるその立場から、一般大衆の勧誘や受託の禁止ということがやられなければ本当に実効のある法律にはならないのではないかと、私はこのように考えておりますけれども、御見解をお伺いしたいと思います。

○堺参考人 冒頭に私が申し上げましたように、先生御指摘のとおりでございまして、実効が果たして上がるかどうか、われわれサイドから見ますと、やはり上がらないのではないかとこのように考えます。むしろ、行為規制法にすることによって、法律的にはその存在を原則的に認めたことになつてしまふので、悪のことでありますから、登録制と同じように、通産省のお墨つきをもらつたという形で当然PRをするに決まつております。むしろ助長をすることになりかねません。

それから、われわれから見ますと、とにかく当業者ならばいざ知らず、一般の投資家にとつて海外の先物取引に参加するというニーズがあるのかどうか、私はないと考えます。ですから、全面禁止といつても、われわれが求めているのは、一般投資家の勧誘、受託の禁止であつて、これはできないというのをおかしいのではないかと考えるのです。特に政府当局からは、内閣法制局と詰めた結果、できない、できないということをよく聞かされるわけですが、たとえば、かつてネズミ講問題で、政府提案はできない、できないということが何回もございまして、しかし、実議員立法ででき上がつてしまふと、いまやむしろその法律で勧誘を望んでいる、法務省当局の方が熱心になつておるといったこともあるわけで、本当に政

府の提案といひますか、政府ができない、できないと言つておるのが本当なのかどうかということを感じます。

○小林(政)委員 多々良参考人にお伺いをいたします。

海外商品取引については、国内の公設の商品取引を行つておる全協連の御意見を私はぜひ伺いたいと思つておりました。海外商品の取引は、果たして商品の公正な価格形成の上で、わが国の農業、あるいはまた金などの価格を決める上でどうしても必要なんでしょうか。また一般大衆を巻き込んだ海外商品取引をやらせるといふことがどういふ結果になるかというところは、先ほど来お述べになりましたとおりでございます。私もそう思います。しかし、海外商品取引に一般大衆を勧誘して巻き込む、素人がそれに手を出していくというようなことは、非常に大きな危険が伴うと私は考えますけれども、こういった点を踏まえて御意見を伺ひたいと思ひます。

○多々良参考人 まず、香港に上場されております大豆ないしは砂糖について申し上げますと、実は、わが国にある大豆の値決めを香港でやつておるわけでございます。果たしてそういうことが有効なものかどうか、これは私自身も疑問に思ひます。

ただ、その他金でございまして、何も取引所は香港だけに限りませんで、ロンドンにもあるいはニューヨーク、シカゴにもございまして、けれども、この狭い世界の中で、海外の取引所を利用しようという一般の方もいらつしやるのではないかと。こういう観点からすれば、全面否定ということとは果たしてどういふものだろうかというふうには思つております。

ただ、私どもの立場から申し上げますと、この商品取引業といふものは、一方では受託しておる、委託者から大切な金をお預かりいたしましたので、これを受託しておりますので、受託するにふさわしい体制といふことは当然に要請されるのではないかと。と申しますのは、たとえば

紛議が起こりましたときの対応の処理機関ないしは当該取引員が倒産したときのそういった預託を受けておる金銭の返還の問題、要するに、一般委託者がお預けになられたものが回復できるかどうかといった問題、そういった総合的な対応措置がとられて、初めて受託するにふさわしい業容といふことができるのではないかと、このように思ひます。

何か我田引水的な言い方になつて恐縮でございますが、現在国内の商品取引所法によつて許可されております私どもの業界におきましては、そういった受託用のための紛議の解決機関であるとか、ないしは業者が倒産した場合の保全機関であるとかいふようなものが完備されております。そういうのに対して、全くそういった対応がなされてない海外の業者については、速やかなる措置がいずれは必要ではないかというふうには思つております。

○小林(政)委員 どうもありがとうございます。

○渡部委員長 石原健太郎君。

○石原(健)委員 久保田参考人にお尋ねしたいのでありますけれども、海外商品市場での先物取引を一般の家庭に訪問して観望したり受託したりすることはできないようにする方向で検討していったらどうかというふうな感じもするので、すけれども、その辺はどういうふうにお考えになつておられますか。まあ禁止ということもあれかと思ひますので、そういう先物取引を家庭訪問、個別訪問のようなことをやつて勧誘したりまた電話で本当の素人の人に勧誘したりするようなことがなるべくやりにくいような何か方策を講ずるというような方向で、こういう被害者が出ないようにするといふ考えは……。

○久保田参考人 現在は商品のマーケティングといふことで非常に販売競争というのが激烈なんでございまして、その一環として家庭訪問販売が登場しているわけでございますが、私が思ひますに、多分これは効果のあるやり方だから、訪問販売制

度というのがわりと広く行われているのじゃないかと思ひます。

本論に戻りまして、そういう上に立ちまして、この海外先物取引に関しては禁止してみたらどうだろうという御提案なんですが、私、多分こういうことにはしなないかと思ひます。最初は何らかの形でアプローチいたしまして、それでは家庭に参上いたしまして御説明いたします、こういうことになりましたと、その禁止ができなくなるわけでごいいますね。幾つかの抜け穴があるかと思ひます。あなたが御所望になったから、したがって、私はあなたの家庭に訪問したんだ、こういう抜け穴を多分用意するのじゃないかと思ひまして、これは禁止するとかしにくくするといふことは非常にむずかしいというのが私の感じでございます。

それで、家庭に来るなと申しますと、じゃ職場に押しかけましようというわけで職場にやつてまいります。このように、いまのマーケティングが非常に過当競争の体質の中に置かれていて、このところが実は問題でございまして、これを抑えるといふことは、余りいい案は実は私持ち合わせておりません。

○石原(健)委員 久保田参考人と多々良参考人にお尋ねいたしますが、いま自動車の定期点検をうつかり忘れても十萬円の罰金なんという過料なんですけれども、今回のこの法律の罰則というのは、五十萬円から十萬円まであるわけで、この辺の十萬円なんというふうなことはどういふふうにお感じになりますでしょうか。まあ高いとか安いとか、もつと重くするべきだとかあると思うのですけれども。

○多々良参考人 端的に申しまして、先生の御指摘のように、安いなというふうな第一印象は持ちましたけれども、恐らく他の法律との権衡をとるということでお決めたんだらうと思ひまして、その辺私も素人でございまして、そんなものかなという印象にすぎなくてまことに申しわけございません。

○久保田参考人 私も、罰則の規定については余りよく勉強しておりませんので、はつきりしたお答えはしかねるわけでごいいます。私自身もいささか安いという印象は持つております。

○石原(健)委員 どうもありがとうございます。

○渡部委員長 以上で参考人に対する質疑は終わりました。

参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただき、ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。(拍手)

○渡部委員長 引き続き、政府に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺三郎君。

○渡辺三郎委員 それでは、引き続き質問をさせていただきます。

この法案につきましては、昨日から審議に入つたわけでありまして、大分問題点が詰められてまいりましたように思ひます。さらに、ただいままで参考人の貴重な意見を聞かしていただきまして、一層この問題の焦点が明らかになってきておると思ひますが、これまでの質疑の中でもはつきりしておりますように、ことしの四月十三日、商品取引所審議会の答申が出された中で、現時点におけるとりあえずの措置として今回の法案が出されておると思ひますけれども、しかし、それにもかかわらず、わが国の商品先物取引法制の根幹にかかわる問題がやはり今度の法案の中で考えられる、この点は非常に重大な問題として考えておかなければならない第一点だと思ひます。さらに、今回の法案による規制の方法、内容、これを見てまいりまして、一般投資家保護という立場からいへば、この法案の条文に見られる限りにおいては、まだまだ不十分な点がある、このような指摘をせざるを得ないと思ひます。さらにまた、悪徳業者の考えようとして立場からいへば、いまも参考人の意見の中でもあるいは質疑の中でもありましたように、これを合法性という口実のもとに、そういうふうな立場を新たに与える結果になりやしないかという危険さをも感ぜられるのではないかと、私はそういうふうな思ひます。したがって、以下そういうふうな立場に立ちながら具体的に質問をさせていただきますと思ひます。とりわけ第八條の逆転解釈、この問題については、これまでも長い間議論の対象になってまいりました。本委員会においてもしばしばこの問題は取り上げられました。そして今度の法制化の中で、いわゆる法案の中でこの問題は素通りされてきたわけでありまして、今後の課題としてきわめて重大な問題であります。そのことと今回の法案というものは、本質的に重大なかわりを持つ、私はこういうふうな指摘をさせていただきます。この問題は後で質問をさせていただきますと思ひますけれども、当面は、この法案の規制の内容について、いろいろお伺いをしてまいりたいと思ひております。

まず最初に、規制の問題について申し上げてまいりたいと思ひますけれども、書面交付がいろいろ書かれておるわけでありまして、これは昨日も質疑の中でも指摘をされておりましたが、書面交付それ自体は、悪徳業者と言われている諸君も形式的にはやっております。しかし、しばしば指摘されておりますように、その内容がきわめて難解である。さらに、片務的な内容になっている場合が多い。ですから、それを双務的、合理的なものに、しかも一般投資家にとっては非常にわかりやすいように、その書面交付の内容といふものを規制をしていく必要はあるだろう、こういうふうな考えをおるわけですね。その点が一体どのように考えられているか、これは後で御答えをいただきたいと思ひます。

それから、不当勧誘行為の禁止の問題につきましても、商品取引業界では協定して禁止事項といふものが相当厳密に行われておるわけでありまして、この点は、今回の法案の場合には顧慮されない、そういうふうな形にならざるを得ないのではないか、こういうふうな思ひわけであります。それから、これもまたいろいろ議論がなされ、質疑応答が繰り返されたわけでありまして、危険開示の義務が明確化されておらないと思ひわけでありまして、これは当然はつきりさせなければならぬ、このように思ひます。

さらにまた、委託証拠金の分離保管、こういった一般委託者の債権の保全措置が必ずしも明確でない、こういうふうな思ひます。これは私から申し上げるまでもございせんけれども、五十年の法改正の際、この問題については相当細かに改正になりました。しかし、私は五十年改正でも必ずしも十分であるとは考えてないわけでありまして、ましていへば、今回の海外取引、先物取引の場合には、この点がどうもはつきりしない。

それからもう一つ。これはもうすべての人々から強く指摘をされたわけでありまして、クーリングオフの条項も明文化されていない。

いま、幾つか申し上げましたが、こういう欠陥がいかに緊急な必要性に基づいての法案提出であつたとしても、最低限整備されなければならぬこれらの条項が、いずれも欠落しておるというふうな考えざるを得ないわけでありまして、こういう点について、まず最初に審議官から総括的に御答えをいただきたいと思ひます。以下、私から各条ごとに細かに御質問申し上げたいと思ひます。

○植田政府委員 今回のこの法案を出すことにおいて、むしろそれが合法化されて、ある意味でのお墨つきになるおそれもあるのではないかと、いふ御指摘もございましたが、私も、昨日来御答え申し上げておりますように、現在のこの業界の発展段階と申しますか、そういうもののに、応じた法規制のあり方というものが、やはり考えられざるを得ないのではないかと、いふような感じを持っております。いわゆる流通経済法として、規制なり、あるいはその場合には

それからまた、いわゆる危険開示と申しますが、これは法律には規定はございませんけれども、やはり省令の書面のあり方の中で、この種相場取引というものは非常に損害をこうむることがあり得るものであるということは、明確に示させるということを考えております。

○植田政府委員 この業界は心ずしも十分把握できない点もございますが、私どももいたしましては、全国の通産局、あるいは本省にもございますが、いわゆる消費者相談室、これが年々われわれは充実されてきているというふうに通じておりますが、ここへの問い合わせ等がかなりございます。それから農水省にもございます。それからまた、取り締まり当局との連携等も通じておりますので、そういった中から、被害者の訴え等を通じて把握しているのがこの数字でございます。もちろんこれですべてということではございませんが、いま申し上げましたようなルートを通

た、あるいは把握されておるいわゆる悪徳商法に伴う被害者、このトラブルの中で一般の投資家が店頭に行つて取引の契約をされたという被害はどのくらいのパーセンテージになりますか、それはありませんか。

○植田政府委員　ただいま具体的に数字を持ち合せておりませんが、私どもの理解するところで、は、ほとんど大部分は訪問といえますがセールスマンによるものというふうに承知しております。

○渡辺(三)委員　まさにそのとおりだと私は思うのですね。

それから、通産省に直接持ち込まれない、ある

きのうの質疑の中で、繰り返すことになりましたけれども、たとえば業者の登録なり許可というものがなぜできなかったのだろうか、こういうことがしばしば繰り返されました。通産省の商品等の取引問題研究会の中間報告でも、言うまでもありませんが、A案やB案があったりして、その中で、この登録なり許可あるいは届け出、そういうものが相当突っこんで検討されたように思えます。それが結局は、今回はそういう形でない行為規制法という形で出てきたわけでありますけれども、その場合に、登録その他についてはデメリットがあるということを審議官はきのうの答弁の中でおっしゃっておりましたが、どうもその点が私は質疑を聞いておつてまだはつきりわからないわけですから、それで、デメリットというのは具体的に何と何と何ですか、はっきりお答えいただけます

んか。

○植田政府委員 実には、先ほどの参考人との質疑応答の中で、今回のこの法律ですらもある意味でこういった悪徳業者の行為を合法化するものではないか、お墨つき効果を持つのではないかという発言があったわけでございます。

この登録制度あるいは許可制にした場合にどうなるかというところでございますが、私は昨日から、経済法と規制法との場合でも許可基準が変わってござるを得ないということを申し上げたわけでございますが、そのことにつきましても、いま詳しく入ることは避けるいたしました。また、たとえば登録の場合あるいは許可の場合、どういう許可基準になるのだろうか、どういう登録基準になるのだろうかということを考えてみる必要があると思います。

先ほど私は、余り適当な言葉ではないのですが、この業界の発展段階という言葉を申し上げたのですが、登録なり許可制にする場合には、ある種の基準が必要だと思えます。基準を設けて、いわゆるいい業者を許可し悪い業者をはねるというのがこの基準になるわけでございますが、残念ながら、いま問題にしようとしておりますこの業界の発展段階は、その中からいい業者を許可するといった場合に、先ほどの参考人のお言葉にもございましたが、非常に悪徳者が多い、それが非常に多いというところにこの問題がございまして、その中からどういう基準をもつていい人だけを選ぶかというのは、恐らく実際問題として相当むずかしい問題になると思えます。それからまた、外国にかかわることでございますが、実態論をいたしましてなかなか基準の適用がむずかしいという点もまたあろうかと思えますが、この業界の発展段階からいまして、基準のつくり方が非常にむずかしいのではないかと、どういうふうにしていい業者を選び、悪い業者をはねるか。

それから、いま私は実態論で申し上げているわけでございますが、その前に、私も法制当局とも相談をいたしますと、いわゆる立法論的に見ますと、この種規制法における許可基準というのは、非常に形式的な要件にならざるを得ないということでございます。そうなりますと、申請があつた場合に許可される者の範囲が非常に広がるわけでございます。これはいま対象にしようとしていっているこの業界の状況から見ますと、はなはだおかしいことになりかねないというふうなことがございまして、私は前から、なかなか説明がうまくいかなないのでございますが、この業界の発展段階と、それからまた、それに応じて経済法でなく規制法にせざるを得ない状況、それからまた規制法にした場合の許可基準なり登録基準なりがどうなるかというふうなことを総合的に考えました場合に、御指摘ではございますけれども、許可制なり登録制にすることはなかなかむずかしい。また、デメリットとしては、にもかかわらず多くの人が許可を受けた場合、登録を受けた場合には、通産大臣登録済みとか通産大臣許可業者というふうな面がむしろブレイアップされて、それがかえって非常にお墨つき効果を持つということになりかねないというのがこの問題のむずかしさではないか。重ねて申し上げるようでございますが、経済に貢献するものとしての業法にまだない得ない段階であるというところに今回の問題のむずかしさといえますか、そういう問題があるのではないかと。

したがって、逆に言いますと、将来的な問題といたしまして、この国際取引が流通経済の観点からとらえられなければならないという時点が来れば、これはまた違った観点の問題が出てくるわけでございます。それが恐らく、先ほどからも問題になっておりました商品取引所法の中で総合的に海外問題も国内問題も含めての検討という中には、そういった経済的側面からの法規制という問題が当然出てくるわけでございます。その点は、いま香港を対象として行われているこの業界の問題が、そういった観点からとらえられる段階にきていないのではないかと、いうところにこの問題のむずかしさ、それからまた現在と将来と今

問題は変わってくるかもしれない、非常にある意味では説明がむずかしいのでございますけれども、そういったような問題が根本にあるのではないかと、いうふうな思ふわけでございます。

○渡辺(三)委員 そこで、これも先ほどちょっと言われておつたようでありまして、この質問の冒頭で私も申し上げましたが、いま行為規制法としてこの法案をどうしても緊急に制定しなくちゃならないというところのものが、特に香港市場を中心とした海外に先物取引をつなぐ、こういう立場で被害が起きておる。そういうふうな場合に、しかもなおかつ、みずからの意思によつてその先物の投資をやるといふふうな形ではなくて、無知につけ込んでだまして金を巻き上げるといふような悪徳商法、そうなりますと、一般の投資家といふますかあるいは委託者、こういうふうな方々を訪問して、外務勧誘して、そして海外市場につなぐといふふうなやり方、私が言っているのはその面だけで、いわゆる一般の営業行為としてやっている方々に対する規制ではなくして、そういう人々に対しては禁止をするとか、あるいは外務勧誘はさせないようにするとか、そういうことはできないのですか。法律的にできませんか。

○植田政府委員 この点が先ほど申し上げましたこの業界の現時点における姿と、それからまた国際取引の今後の姿と、それからまた現在の姿と、これは、恐らく、こういった国際取引は現在の姿がそのまま将来も続くというわけではないかと思ひます。将来はまた国際化への道を歩むということも十分考えられるわけでございます。したがって、常にそういった流動的な局面を持つていられるという前提で考えなければならぬものですから、ある時点で問題をひとつとフィックスしてしまつて、すべての穴を押さえてしまふということもできない。そういった流動性を念頭に置きながら考えなければいけないという問題がまず一つあるかと思ひます。

○植田政府委員 この第七条は、一般委託者に業者が誤った情報や不正確な情報を伝えることが非

(渡辺(秀)委員長代理退席、委員長着席)

それで、ただいま御指摘の件でございますが、そういった面で見ますと、将来との展望の中で見ますと、たとえば金などはロンドンでも先物取引所ができて、世界的にできておりますから、こういったものは、総合商社等も今度東京の金取引所にも入つておりますが、恐らく国際取引というものが将来的には出てくる可能性が十分あると思ひます。そういった問題も含めまして、全面的に禁止するというのが果たしてどうかという問題が一つございます。

もう一つは、これは実態に即してよく検討してみますと、私もいまここで軽々に判断しないので、いよいよ一般大衆だけは禁止するといひまして、それが脱法その他どういふふうなエンフォースできるかどうか。つまり実際にやってみてそれがうまくいくかどうか。つまり法律の文言上は書くのは簡単でございますが、実際にどうなるかといふふうなことも十分検討しなければいけないと思ひますが、それやこれや考えまして、やはりいま立法論的にはこういつた形にせざるを得ないというのが、私もいろいろ検討しました結果でございますが、大変説明のむずかしい点があるわけでございますが、そういうふうな理解しているわけでございます。

○渡辺(三)委員 法文の内容を二、三聞きたいと思ひます。そこで、前後するかもしれませんが、第七条関係、ここで「海外商品市場における先物取引に関する重要な事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。」という趣旨で出されておりますが、この「重要な事項」、これについてはどのような具体的な内容を考へておられるわけですか。重要なものについて「政令で定める」こういうふうなところがあるわけですが、その点でできるだけ具体的に……

○本多説明員 先ほど御答弁のございましたように、政令につきましては、効果的なものをつくるように御検討のようでございますので、取り締ま

合には一定水準以上の純資産を持つていなければ許可されないということで、財産的基礎を確認した上で許可しているわけでございまして、にもかかわらず途中で倒産してしまうというふうなことがございまして、それによる被害を防ぐために財産の管理を義務づけるとか、あるいは帳簿を区分経理させるとか、あるいは財産をどうやって保全しろとかいうふうな規定があるわけでございますが、今回のこの法益におきましては、いわゆる業者が財産上倒産したから被害を受けるとかいうことの以前に、勧誘の仕方が悪い、悪徳的である、そここのところに着目しているわけでございまして、そういった点から規定が方々の点で少しずつて

変わっているということは事実でございます。帳簿と立入検査につきましては、御指摘のように、立入検査いたしましたし、必ずしも十分に与え

対しては、十万、二十万の金というのはめじやないですね。こんなものは問題にならないのですよ。一人平均で四百万も五百万も全部やられていくわけですから、だから十万や二十万、三十万というものは余り問題にならない。問題は、この業者はこういう悪いことをしているのですよ、したのですよというふうな公表を、天下にあまねく知らせる、これが致命的だ、私はそう思います。ですから、いろいろなそういう点の罰則の問題についてもずっと書かれてはおるけれども、果たしてこれで抑止の力になるのだろうかというふうな点では非常に疑問があるわけです。

そこで、被害の未然防止の問題について重ねて

お伺いをしたいわけですが、たとえば国内商品取引の場合は五十三年九月から業界が自主規制を結んだわけですね。たとえば未成年者を対象にして

レベルまで達していないという段階におきまして、そういった点に自主規制させるところで、どういうメンバーが集まって、どういう自主規制をするかというところに、率直に申しまして、かなりむずかしい点は現状ではあろうかと思っています。しかしながら、そういうふうな状況に持っていく、あるいはその後そういう状況になっていくということは大変好ましいことでございますし、現在、任意団体で協会というものがあると聞いておりますが、そういった中でのがれがだんだんと実つていきまして、この業界のメンバーが集まるとい場合には、恐らく悪徳者は排除して、そうでない人たちが集まって、自主的にりっぱな

ピヘーピアを持つてはないかということになるのだろうと思いますが、そういうふうな業界になっていくことが大変期待されることでございます

し、結構なことでございますから、そういう方向での指導といえますか、ウオッチといえますか、そういうことはしていきたいと思いますが、最初に申し上げたように、その業界の置かれていた状況によりまして、自主規制というものがそもそも成り立ち得るかという問題があり得るわけでございます。その点が問題になってくるこの業界の、まだ悪徳者が非常に多いというところには、相当の問題があるかと思つてゐるわけでございます。しかしながら、御趣旨はよくわかりますので、そういった方向というものは常に念頭に置いた行政をしたいというふうに思ひます。

○渡辺(三)委員 いまの問題と同じく、国内商品取引の場合には、五十三年九月から、商品取引員の受託業務に関する取引所指示事項、こういうものがありますね。これによると、無差別に電話で勧誘をするとか、あるいは見込み客の訪問あるいはころがし、それから不当な増し建て玉、さらに而建て玉、それから外務員、担当者等の交代。これはしつこくやり代が行われているわけですね。しかもきわめて計画的に交代が行われている。こういうふうなものを禁止するというふうな指示事項が行われております。これも、御承知のとおりだと思つておりますが、私はこれがきわめて厳格に、厳正に行われているとは思いません。思いませんけれども、こういう指示事項を出して、そしてこういう一般の投資者に対して大変な被害を結果的に与えるようなやり方を未然に防止をする、こういうふうな配慮が行われている。ところが、いま審議官もおっしゃるように、特に香港市場を舞台にした業者の中には、金を中心にしてブラックマーケットで大変な悪徳商法をやった連中が少なからず蟄集しているわけでありまして、つかみにくいだけに、なおさらその被害というものは、これから拡大するかもしれないという危険性を私も感じておるわけでありまして。そういう意味では、いま国内商品取引の場合の自主的な規制であるとかあるいは指示事項であるとか、こ

れに盛られたやり方をやはり通産が中心になつて強力に行政指導力を発揮してもらわなければ、実際、こういう法律をつくつたて余り効果がないという結果になりはしませんか。

さらにまた、この業界の発展段階と言われた意味、これは私は言葉じりとはとらえません、それは気持ちとしてわかります。しかし、自主的にそうなるっていくことが望ましいという願望だけではどうにもならないわけですよ。やはりそれを強力に誘導するようないわば通産の行政指導というものがこの際発揮されなければならぬ、こういうふうに私は考えますので、いまの指示事項の問題とも関連しながら、お答えをいただきたいと思つております。

○植田政府委員 法律をつくつただけで物が解決する問題ではございませんので、私どももこの法律を成立させていただきました場合には、この運用におきまして、御指摘のような御意見も踏まえて十分強力な運用をしていきたいというふうに考えているわけでございます。問題は、法律ができてしまつても、その運用次第でございますから、運用におきましてはできるだけいろいろの点を工夫いたしまして、効果が出るような形で運用したい、そういうふうな努めていきたいと思ひます。

○渡辺(三)委員 それから、先ほど私も申し上げましたし、またしばしばこの法案審議の過程で出ましたクーリングオフの規定の問題、これはいわゆる商品相場でありまして、激しい変動がある、これは必ずしもマルチの場合のようなわけにはいかないというふうな説明が繰り返されたと思つたのでありますけれども、しかし、この思想を本法案に入れないければ大変危険なものになりはしないか、こういうふうには私は思つております。現状、この注文の取り消しがどうしても無理だということであれば、せめて第四条一項の書面交付をして、そして基本契約を結んだ段階で、二項のいわゆる注文指示までの間、最低限猶予期間を置く、そして十分に委託者が判断をし、物を考

える時間を置かなければ、まあ審議官も被害の実態は御承知だと思ひますけれども、もう言葉巧みに座り込んでやつて、そして場合によつたらいいかげんなことをべらべらやつて考える暇を与えない、強引に後は取引やつちやう、しかもその取引もきわめて不明確なまま、頼んだ人は暗中模索というふうな状況の中で勝手にやられていくというのが実態でありますから、そういう意味では、仮に人のいい人がおつて、あるいは気持ちの弱い人がおつて、曇みかけられて、そういうふうなものを結んだとしても、冷静にひとりになつて考えたりあるいは識者と相談をしたり、こういうふうな期間というもの最低限必要だと私は思ふのです。そのこと自体は、相場の変動があるから一たん成約したものを取り消すのとはまたちよつと違つてゐる。その猶予期間という問題。これは最低限どうしても入れなければ問題にならぬと私は思ふのですけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○植田政府委員 何せいろいろとトラブルの多い業界でございますし、御指摘のように、勧誘におきましてもあの手この手が使われるという状況でございますから、そこにできるだけ弱い消費者がカバーされるような規定、しかもそれが効果的なものであるという規定が設けられることはもちろん望ましいことではございますし、われわれもできるだけのことでは考えてきたつもりでございますが、ただいまのような御指摘の点も大変御示唆に富む御提言ではないかと考えます。本法案ができるだけ効果を発するように、今後私どもも運用していかねばならないと思ひますが、ただいまの御提言も大変御示唆に富む御提言だと思ふようにお聞きしたいと思ひます。

○渡辺(三)委員 問題は、今回の法律を提案なさつた趣旨から申し上げまして、一つは悪質な取引を摘発をして、そしてそういう悪いやり方はなくする、これが一つの目的だと思ふのです。それからもう一つは、消費者といひますか、一般投資者をこの法律によつて十分保護していく、

そういう趣旨だと思ふのですけれども、先ほどから答弁なさつたようないろいろな行政指導面を強化をするとかあるいは書面交付についても十分に中身のあるような書面交付にさせるとかあるいは法令についても明確にこの趣旨が生かされるような内容をものにしていこうとか、そういういろいろのことを法の運用として考えていかれて、そしてちよつと回りくどくなりましたが、そういう悪徳商法を撲滅する、これはもう絶対にさせないんだ、それから万が一一起り得ると予想されるそういう被害を十分未然に防止をして、そして投資家を保護するんだ、こういうふうな点に、今回の法案提案に当たつて完全に自信をお持ちですか。

○植田政府委員 この法律によりまして、いろいろなトラブルが一挙に一〇〇%なくなるといふ自信は正直言つてございません。しかしながら、私どもも先ほど来のいろいろな御指摘も踏まえまして、かつ関係取り締まり当局とも十分連絡をとりまして、機動的に強力に運用することによりまして、相当の効果が上がるというふうに思つております。

○渡辺(三)委員 そこで警察当局にお聞きしたいのですけれども、いま審議官はそういう決意をお述べになつたわけでありまして、この法律の制定に伴つて警察側でもいろいろな各地方地方ごとに被害の訴えとか相談とか持ち込まれるのではなにか、こういうふうには私は考えるわけでありまして、特に、各都道府県なんかにおけるこれに対する警察側の対応は一体どうなるのでしょうか。

○本多説明員 警察の方では、各都道府県に困り事相談の受理をする窓口がございます。この窓口では、各種の御相談事をお受けしているわけでございます。そして、この種の事案の相談につきまして、そういう窓口で一元的にまずお受けしまして、それから事案の内容によりまして、それぞれ担当の部門と申しますか、そちらの方で対応してまいります。そういう形になつておりまして、今後ともこの問題につきましては、そのように処理してまいります。

○渡辺(三)委員　そこで、もう一つお伺いをしますが、私、冒頭申し上げました四月十三日の商品取引所審議会の答申の中で、「施策の基本的方向」として「現行商品取引所制度との関連にも十分配慮しつつ、広く、商品先物取引一般及びこれに対する規制のあり方という見地から、基本的、総合的な検討を進めていく必要がある」、これは後でちよつとまだ時間がありますから、八条の逆転解釈の問題はお聞きをしますけれども、総合的な、国内外を問わず商品取引所法を抜本的に見直す、こういう必要性がどうしても出てきたというふうには私に考えるわけであります。

そこで、先ほど久保田参考人、堺参考人あるいは多々良参考人、異口同音にその必要性というものは認めておたように思いますけれども、これに對してひとつ審議官から見解を賜りたいと思います。

○植田政府委員　現在商品取引をめぐる問題は、簡単にスケッチいたしますと、次のような問題があるかと思ひます。

一つは、国内の商品取引に關しましては、いわゆる八条の解釈の変更もございまして、非上場商品の問題をどうするかという問題がございまして、それからまた、海外の問題につきましては、今回御提案しておりますようないわゆる悪徳業者に對してどう対応するかという問題がございまして、それからまた、今後の問題といたしましては、海外の流通経済の一環としての商品取引の問題という側面も出てくるかと思ひます。

こういうふうな考えますと、商品取引をめぐるまじは国内の問題あるいは海外の問題、両面あるわけでございますが、しかも、それも経済の一環としての取引問題と、もう一つは被害の防止という規制的な側面と両面があるわけでございます。こういった国内、国際両面にわたり、かつ経済的な問題、取引秩序的な問題、両面にわたつた問題があるわけでございますので、問題を総合的にとらえますとかなりむずかしい、かつ複雑な問題になるわけでございます。

そういった残された問題がございしますので、そういった問題を今後どういうふうに対処していくか、検討すべき問題として引き続き検討していく必要がある、こういうことではないかと思ひます。

○渡辺(三)委員　特に今度の問題で香港が対象になり、そして上場商品としては金あるいは砂糖、輸入大豆、こういうふうなものがあるわけであるわけでありまして、この砂糖や大豆の問題については、これは直接的には農林省もかわりを持つわけでは、たゞ、行為規制法としての今度の法案については、所管官庁はこれは通産省であり、所管大臣は通産大臣である、このことは明確だと思ひます。

しかし、いま先ほど私が御質問を申し上げましたような、今後の法体系の見直しといひますか、あるいは一層の整備といひますか、そういう点に關連を、特に四月十三日に出された答申、こういうものとの關係で、農水省、お見えになつておれば、この答申にかかわつて、いまの問題について御見解を賜りたいと思ひます。

○伊藤説明員　たゞいま植田審議官が整理されましたとおり、この問題は幾つかの側面がございまして、海外、国内、上場、非上場あるいは現行商品取引所法体系、それらを総合的に検討しなければいかぬ時期に來てゐるという指摘が審議會でもなされたのは、私もよく承知しております。農林水産省としても、これらの点を今後商品取引所審議會等の場を通じて通産省と御一緒に検討を進めてまいりたい、こう思つております。

○渡辺(三)委員　そこで八条の問題について改めてお伺いをしたいと思ひます。

この八条の俗に言われる逆転解釈、これはなぜそういうふうになつたのか。私はいままで長い期間いろいろお伺いをしました。あるいは本委員会、流通小委員会、金の先物取引の問題だけでも二回小委員会を開いていろいろ検討していただいたわけでございます。その際にも、この八条の逆転解釈というものがいろいろ問題になり、話題

になり、議論されましたが、どうも私は理解できません。そこで、きょう内閣法制局からおいでになつてゐると思ひますが、ひとつ明確にわかりやすいように、なぜそのように解釈がなつたのか、お伺いをしたいと思ひます。

○味村政府委員　昭和二十六年の当時の法務府法制意見の見解では、商品取引所法八条の一項の規定は、政令で定めまいわゆる指定商品以外の商品につきましても、先物取引をする商品市場に類似する施設の開設を禁止してゐるのだ、こういう意見であつたわけでございます。その理由といたしましては、結局そういうふうな解釈しないと、指定商品以外の商品の需給事情いかにによりましては、思惑的、かつ大規模な投機が行われるに至ることは自然の勢いで、その結果、いたずらに國民經濟に不安動搖を与へ、その適切な運営を阻害するに至るおそれのあることは否定し得ない、そういうふうな弊害を防止するために、こういう解釈をするのである、こういう理由になつてゐるわけでございます。

ところが、金取引が盛んになりましたところからこの問題がまた蒸し返されて、昭和五十五年通商産業省からの御照会に對しまして、内閣法制局といたしまして再検討をいたしましたわけでありまして、その結果、先生の御指摘のように、前の法制意見を変更したということに相なつたわけでございます。その理由は、昨日も申し上げたわけでございますが、昭和二十六年の法制意見は、先ほど申し上げましたように、指定商品以外の商品についても商品取引所法の八条一項の規定の適用があると解釈しないと、國民經濟に不安動搖を与へて適切な運営を阻害するに至るといふ結果を生ずるような思惑的、かつ大規模な投機が行われるに至るのではないかと、そういうことが理由になつてゐたわけでございます。そこで、そのよう

なことが果たして商品取引所法の目的になつてゐるかどうかということについて検討を加えたわけでございますが、商品取引所法の目的は、同法の第一条に書いてございまして、「商品取引

所の組織、商品市場における売買取引の管理等について定め、その健全な運営を確保することにより、商品の価格の形成及び売買その他の取引を公正にする」とともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もつて國民經濟の適切な運営に資することを目的とする。、こう書いてございまして、この第一条の「商品」と申しますのは、指定商品であるということとは、これは同法の第二条の定義からも明らかでございます。そういったものと、どうも商品取引所の目的の中には、指定商品以外の物品につきましても、価格の形成の公正等を図るということは含まれていない、指定商品以外の物品につきましても、投機を防止するという趣旨は含まれていないと解せざるを得ないというふうな考えられますので、前の法制意見を変更せざるを得なかつたという事情でございます。

○渡辺(三)委員　八条の解釈を、いま言つたようになつた。こういうことによつて一体逆に混亂が起きないのか、あるいは重大な支障を來すような結果にならないのかという点については、八条の解釈を変えたことによつて、また新たな問題がずいぶん出てきたし、今後この問題を含めて法の見直しを行わなければならないような重大な事態が今日出てきてゐるのではないかと、こういうふうな考えざるを得ないわけでは。

第一に、一体どういふことが考えられるか。從來はブラックと言われておた金その他の私設の市場というものがブラックでなくなる、公然たるものになつていく、こういうふうなことが公然出てくるわけでは。したがつて、特に金を中心とした被害が、悪徳商法がまかり通る、白昼堂々と横行する、こういうふうな状態が当然考えられるし、また現実には五十五年の逆転解釈以降急速にふえてきた、こういうふうな考えられるわけでありま

〔委員長退席、森（清）委員長代理着席〕

極端に言えば、八条の解釈の変更によつて、そんな努力をしなくてもいい、そういうふうな状態だつて当然行われてくるわけでありまして、現行の商品取引所法の当業者主義というものが根本から崩れてくる、このような事態をだれでもがあの当時当然予想しておつたのではないか、現にその一部がきわめて端的にあらわれてきたのではないか、こういうふうには私は考えるわけですね。

時間の関係もありますから、逆転解釈の法律的な論議をいまいしよとは思いませんけれども、実態としては、そういうふうなものになつてきた、これは否定すべくもない、このように思うのであります。したがつて、この八条の始末といひますか、表現は悪いのですが、そういう問題を含めて重ねてお聞きをしますけれども、今後国内外を問わず商品取引についての法の体系の整備といひますか、見直しといひますか、そういうものは当然やらなければならぬのではないか、こういうふうには思います。

だめを押すようでありませうけれども、この八条の問題も含めて、今後そういう法制化について見直しをお考えになるのかどうか。大臣も間もなく参議院の本院議があるそうでありますから、最後に、その問題を含めて今後の法制の見直しの問題についての見通しなりお考えなりをきちんとお聞きを申し上げたい、こういうふうには思います。

○植田政府委員 八条問題は、いま御答弁がございましたように、解釈の変更があつたわけでございますが、それを踏まえまして、私どもとしてどう対応するかというのを従来から考えておりまして、すでに商品取引所審議会にも通産大臣からその検討方を依頼してあるところでございます。

どういふ結果になるかは、目下のところではまだ予測できないのでございますが、商品取引所審議会では、その問題の検討も行つておりますけれども、さらに緊急的な問題として、今回提案しました海外の問題をまず何とかすべきだ、こういう答申をとりあえすいただきまして、この法案を出

したわけでございます。もう一つの八条問題につきましても、商品取引所審議会に御検討いただいておりますので、その検討結果を待ちまして、私どももどういふように対処するかというのを決めていきたいというふうには考えております。

○安倍国務大臣 いま御審議いただいております本法につきましては、海外商品取引所における先物取引の勧誘、受託等をめぐる問題への対応が喫緊の課題となつていて、こういうことから一般委託者保護の観点から立法措置を講じたわけでございますが、商品取引所審議会答申におきましても指摘をされておりますように、基本的には非上場商品に係る先物市場の開設及び先物取引等の勧誘問題に対する対応のあり方とともに、現行商品取引所制度のあり方とも関連をいたしまして、十分配慮しながら、広く商品先物取引一般及びこれに対する規制のあり方という見地から基本的、総合的な検討を進めていく必要があると考えております。

○渡辺（三）委員 それじゃ、大臣は何か参議院の方がおありだそうですから、結構でございます。まだ若干時間がありますので、二、三の問題についてさらにお伺いをしたいと思ひます。

先ほどは答弁も一般的な精神といひますかあるいは姿勢といひますか、考え方に流れた嫌ひがあるりまして、具体的に詰めておりません、二、三の問題を最初お聞きをしますけれども、いわゆる海外商品市場における先物取引にかかわつて悪質な業者が仮に出た、こういうふうな場合に間髪を入れずこれらに対する当該業者の公表というものをやりになりますか、どうですか。

○植田政府委員 法案におきましては、御承知のように、業務停止命令をかけた場合には公表するという規定がございますが、それ以外につきましてはどういふふうにするかということでございます。いわゆる被害者から相談があつたという場合に、それのみをもつてすべて固有な名詞を発表するということが一般的消費者行政として見た場合に適当であるかどうかということについては、十分

検討しなければいけないと思つております。多発した場合とか、そういったいわゆる悪徳業者といひましてもいろいろとその程度というものもあるうかと思ひます。私どもが相談所である企業について消費者から相談があつたといった場合に、それのみをもつて直ちに発表するといふことはいろいろと考えなければならぬ点があるうかと思ひます。公表につきましては、他の消費者行政との兼ね合いも考えなければいけませんので、いまこ

で具体的にどういふ場合にはどうとお答えできないのでございますが、いずれにしましても、今後、消費者行政のあり方を含めまして、どういふふうに持つていくかということとはよく検討してみたいと思ひます。要は、この法案が運用におきまして、できるだけ効果を発揮するようにすることとでございますので、そういう観点から検討させていただきますと思ひます。

○渡辺（三）委員 だめ押しみたいに言うわけですが、先ほど私も申し上げましたが、数十万円の罰金で事済むということではやしませんけれども、先物取引に暗躍しておるいわゆる悪徳業者といふものは、数十万円の罰金なんというものは物の数じゃない。致命的なのは、あそここの業者はこういうことをやつておるんだというふうな公表が一番痛いわけですよ。そういう点をきちんと押さなければ、悪徳商法の撲滅にはならないと思ひますから、重ねて申し上げるわけでありま

すけれども、ぜひともそういう点は今後の運用として、もちろん一方的な申告だけであつては悪者だといふふうにきめつける軽率なやり方は私にはやれないと思ひます。それは慎重を期さなければいかぬと思ひます。ただ、被害者がそちこちに多発してしまつて、後の祭りだといふときに公表したつて意味ないわけですから、その辺はひとつ十分に知恵をしぼつて強力な対策を立てていただきたい、こういうふうには考えるわけですよ。

それから、もう一つお伺ひしたいと思ひますのは、きのうもこの問題で質疑されておりました

が、金の現物取引が商法、これは非常に問題になるわけでありまして、これについては五十五年の春先、二月でしたか、当時の森山エネルギー長官が商工委員会で立法化といひますか、そういう方向での答弁がなされておるはずですよ。一体これについて現在どういふお考えをお持ちなのか、あるいは具体的に検討を進めておられるのか、ひとつその辺をお伺ひします。

○植田政府委員 この数年来、金の現物につきましても大変需要が高まりまして売買がふえてきておるわけでございますが、現物取引に伴う取引のトラブルにどう対処するかということで、資源エネルギー庁の方でもいろいろ検討をいたしまして、金地金流通協会という公益法人を指導してつくり、その協会において登録店制度というものを設けたわけでございます。たしか現に三百三、四十店登録店があると記憶しておりますが、この制度を設けてまして、登録店でお買ひになれば事故にかかるとはならないということとPRもし、そして現物取引における事故をなくしようという指導をしていくわけでございます。資源エネルギー庁の方では、こういった制度を設けてまして、お客さんが登録店以外のいわゆるいかわゆるいかわゆる商法にひつかからないようにPR等も含めて指導しているといふのが現状でございます。今後ともこの点につきましては、強力な指導をエネルギー庁の方にもお願いしたいと思つております。

○渡辺（三）委員 八条の問題とも関連をして、プラチナの私設市場の問題が現実にはいろいろ問題になつておるようでありませうけれども、これらの対策は具体的にいかんがございませうか。

○植田政府委員 いわゆる八条問題に対する対応は、先ほど申しましたように、今後の検討課題としてまだ残つておるわけでございますが、御指摘のプラチナ等の問題につきましては、私どもとしては、まず実態の把握が必要ではないか、また同時に取締り当局ともよく連携をいたしまして対処していくことが必要ではないかと考えております。先ほど来議論になつておりますように、

現在のところ、八条の解釈問題では、これを違法であるというふうなことはなりませんので、そういった八条問題としての対応は、なお今後の検討に任せざるを得ないということでございますが、行政的には取り締まり当局との連携あるいは実態の把握等に努めていきたいと考えております。

○渡辺(三)委員 最後に、PRの問題、啓発の問題をお聞きしたいと思います。

この法案の運用の中で、政府としても一般の市民がこういう被害に遭わないように十分な啓発、PRをやらなければならぬというお気持ちを固めておられると思うのですが、私は率直に言つて、これは予算が伴うのじゃないかと思うのです。広範な大衆にできるだけ周知徹底をさせるというかっこうになれば、それぞれの都道府県の協力もいたさなければなりませんし、あるいは司法当局といえますか、警察側でも啓発の範囲で一般的なPRもあるいは行われるかもしれません。そういういろいろな手段を通じて行われることになるのだらうと思つておられますか。

○植田政府委員 御指摘のように、この問題につきましても、PRとか啓発ということが非常に重要な問題だと思つております。従来からそういうことで、私も行政としてのPRのほか、たとえば業界にも指導いたしまして、週刊誌でございませうか、あるいは特に女性の委託者が多いことにもかんがみまして、女性週刊誌等にも出さうかと、新聞に出さうかと、その他いろいろやつてきているわけですが、今後この点はなお十分強化していかなければならないと思つております。

お尋ねの予算につきましては、率直に申し上げていま非常に予算の厳しいときでございますが、私もいろいろと努力はするつもりでございますが、予算的に一挙に増額の方に行くかどうかにつきましては、相当困難な点もあらうかと思つた。ただ、私もといたしましては、既存の予

算、たとえば広報予算というものが政府の内部にもございませう、そういう点を活用するとか、あるいは関係の業界にも指導してPRさせるとか、先ほどの流通協会等のPR等々いろいろな点を含めまして、俗に言えば金のかからない方法も含めまして、何とかPR問題は強力に実行していきたいと思つております。

○渡辺(三)委員 金のかからない方法で効果的なPR、啓発ができれば私もそれにこしたことはないと思つております。だけれども、具体的に考えてみますと、どうしても金を伴うわけですよ。だから、財政多端の折からというのはいさよの問題でまづ言葉で出てきますけれども、こんな金は数十億、数百億かかる金じゃないです、必要なところ、やはり重点的に金をつけないければいかぬと思うのです。これだけの被害が出ておるのですから、既決の予算でできれば、私は別に形式的に金をつけないければいかぬといふことは申し上げません、けれども必要な場合には、予算を取つてもこれをやらなければ、本当の意味でこの法律の趣旨といふものは生かせないと私は考えますから、ぜひともこれは今後引き続き御努力をお願いしたいと思つております。さらに何月かたつて機会があれば、私は本委員会での予算の関係、PRの実態について御質問を申し上げたい、あるいは実態をお聞かせいただきたい、こういうふうな思つております。

そろそろ時間が参りましたから、あと三分ぐらいありますけれども、以上をもつて終わります。

○森(清)委員長代理 午後三時に委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時二十九分休憩

午後三時一分開議

○渡部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。北側義一君。

○北側委員 昨日に引き続きまして、数点の問題

につきましてお伺いしてまいりたい、こう考えております。

先ほどの理事会でクーリングオフ等いろいろ問題が取り上げられまして、そういう点で修正案が出されるようでありまして、その問題につきましましては、質問の範囲から全部外して質問してまいりたい、こう考えております。

実は、先ほど参考人審議におきまして、全協連の多々良会長さんに御出席いただきまして、質問させていただいたわけでありまして、その中で、私が先般通産省及び農林水産省から提出していただきました資料の中の商品取引紛議件数、五十一年から五十六年までをもとに紛議の発生状況、これの御意見を伺いたしたわけですが、ところが、多々良さんの質問の取り違えか私の聞き違いかわかりませんが、この資料の中に書いてある紛議事件の件数等、そのようにならないような御意見があったように私、聞いたわけですが、減少しているのならわかるのですが、むしろゼロに等しいというようなお言葉があったように考えておるわけでございます。

そこで、通産省及び農林水産省の方にお尋ねしたいのですが、この紛議件数はどのようにしてまとめたのか、また全協連加盟業者以外の業者が起した紛議なのかそうでないのか、そこら辺はこの資料についてはどうなっているのでしょうか。

○植田政府委員 私どもが通産省あるいは農林水産省所管の取引所に申し出のあった件数といつたものでは集計したものがございまして、その数字をたとえば通産省所管の六取引所に申し出のあった件数で申し上げますと、五十一年に三十九件、以下、五十二年が六十四件、五十三年が七十四件、それから五十四年が三十六件、五十五年が三十四件、五十六年が二十件、こういうふうに見ますと、五十三年の七十四件をピークに五十六年が二十件というところで、この四年ほどは次第に減少の傾向が見られるわけでございます。

なお、農林水産省の十二取引所に申し出のあった件数を申し上げますと、五十一年が五十四件、

五十二年が七十五件、五十三年が百八十九件、五十四年が九十三件、次が百四十四件、五十六年が八十九件となつておりました、これで見ましても、五十三年の百八十九件をピークといたしまして、五十六年は八十九件でございますので、やはり傾向としては減少している、こういうことでございまして。

○北側委員 大体いまの説明でわかりました。

そこで、いま申されたとおり減少はしてきているわけでありまして、やはり商品取引に対する紛議が事実上このようにあるわけですから、その被害発生の一つの原因として、商品取引所法八条のいわゆる運用と解釈の変更の誤り、これがあるのではないかと、こういう説もあるわけですが、また、中でも八条の逆転解釈、これが法運用上そういう悪徳業者を増大させておるのではないかと、こういうこともあるわけですが、それについてはどのようなお考えなのか、またそれに対する対応はどうなさるのか。

○植田政府委員 いわゆる八条の解釈変更がございまして、上場商品以外の商品については、八条は抵触しないということになつたわけでございますが、その後の様子を見ておりますと、金の流通が非常にふえてくるのと軌を等しくしているわけでございますが、確かに金をめぐる私設市場のトラブルはふえたわけでございます。そういうこともございまして、御承知のように、今回金を上場いたしました金取引所を発足させたわけでございますが、それ以来、金につきましましては、私設市場のトラブルは減つてきているという状況でございます。したがって、八条との直接の関係というものは、解釈といひますか、見方の相違はあるかもしれませんが、金につきましましては、一時非常にふえたという状況でございます。

○北側委員 この問題につきましましては、きょうの附帯決議の第三番目にも述べられておるとおりですので、その点、よろしくお願い申し上げます。なお、この新法が成立した場合に、先ほど参考

人にもお聞きしたのですが、附則第一条で六か月以内に施行する、こうなっておるわけですね。先ほど私非常に心配しましたのは、堺参考人から、実際表にあらわれておるものの四十倍近い被害がある、このような発言があったわけですね。

そこで、駆け込み勧誘とか駆け込み契約、これが起こる心配があるのではないかと、こういう心配をしておるわけです。いろいろな省令、政令をつくるために施行まである程度の日数がかかる、これはわかります。わかりますが、こういう悲惨な被害がいろいろ出ている現状からして、やはり何とか早く施行されるようにしなければならぬのじゃないか、こういう考えを持っておるわけです。

それともう一点は、施行前、現状と同じであるわけですが、被害の未然防止策または被害者の救済策についてどういう対策を考えておられるのか、具体的に考えておられる点だけで結構ですから、お述べいただきたいと思うのです。

○植田政府委員 法律の施行につきましては、仰せのとおりできるだけ早くいたすべく鋭意準備を進めたいと思います。

それから、それまでの間の対処策でございますが、一つは、やはりPR等啓発を進めることがあられるわけですが、これも、非常に目につくような事態が出てくる場合には、取り締まり当局ともよく連絡をとりまして、行政的にできるだけのことは対応したい、こういうふうに思います。

○北側委員 そこで、取り締まり当局と行政という打ち合わせ、それは当然やっていただかなければならぬわけですが、たとえばこの新法施行後、その運用面について、訪問販売法施行後、御承知のとおり消費者保護という立場で、当時マルチ商法等の悪徳業者の名前を随時公表されたわけですね。きょうの参考人の意見を聞いておりました、お金なんかよりむしろ悪徳業者の名前を公表する、これが非常に手厳しい、彼らにとっては一番痛手になってくる方法ではないかと思うのです。このときは通産省も相当勇断をもってや

られたと思うのですが、やはりそういう問題がなければ、この法律自体が、たとえばクーリングオフを仮につけたとしても、いろいろな問題が生じてくる可能性があるんじゃないか、私自身はこういう考えを持っておるのですが、そこらについてはどのように対処なさるのか。

○植田政府委員 公表につきましては、御承知のように、この法案では業務停止命令のかかった場合には公表するというのは明定してあるわけでございますが、いま御指摘のような点につきましては、たとえば被害者が相談室へ訴えてきた、あるいは相談にきた、相談にきたことのみをもって、これを直ちに公表するということにつきましては、消費者行政という観点から、直ちにそうすることににつきましてはいろいろ問題があるかと思えます。どうした場合に公表するのかわからないとむずかしい問題もあるわけでございますが、いづれにしても、この法案をどう運用していくか、できるだけ効果ある運用をする必要があると思えますので、そういった運用のあり方の一環の中で、今後どうしていくか検討させていただきます。

○北側委員 これはなるほどおっしゃるのとおりだと思えます。ただ相談があったからその企業名を公表する、実態はどうか調べる必要はないか、あるいは、先ほどの参考人の意見もありましたとおり、恥ずかしくて相談にも行けないという人も中にはあるんじゃないかと思うのです。そういうものにひっかかったことについて、そういう人もぜひおられるんじゃないか、こういう私は思うのです。そういう点から、海外商品取引一〇番、これを省内に設置して、受付の窓口をできるだけ広くしておく、こういうことが非常に大事ではないか、こう私は思うわけですね。それについてはどうなんでしょうか。

○植田政府委員 一〇番というお話でございますが、私どもは消費者行政の強化につきましてはかねてから力を注いでいるわけでございますが、その一環といたしまして、通産省本省並びに地方に

おきまして苦情相談室が設けられております。これにつきましては、年々充実してきておりまして、世の中にも大分知れ渡ってきまして、いろいろな相談が入ってきているわけでございますが、今後ともこれを一層充実する、これをフルに活用することによりまして、従来もいろいろと被害の届け出があったわけでございますが、今後ともこれを、一〇番という名称ではございませんけれども、十分活用していきたい、それによつてこの法案の運用の強化を図っていききたい、こういうふうに思います。

○北側委員 この法案が成立しました以後もPR、啓蒙、啓発が非常に大事であると思えますので、その点よろしくお願いしておきます。

○渡部委員長 小林政子君。

○小林政子 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法案の質疑につきましては、昨日来わが党の渡辺議員が具体的に質疑を行い、そして海外先物取引について、悪徳業者が公然と活動をし、その被害が後を絶たないという今日、こうした現状に対して、政府はこれを委託者を保護するための悪徳業者の行為規制法であると言っておりますが、しかし、一般投資家保護の問題やあるいはまた被害防止に実効の伴うものではないという実態も明らかになってまいりました。まして素人を巻き込むためのこうした——当業者主義というような点にしろ、わが党の態度を鮮明に主張をしてきたところでございます。

そこで私は、まず法案をちよつと離れまして、三月二十三日にオープンをした東京金取引所の設立に当たり、通産省は金のブラックマーケットに参加していた者や国際商品取引をやっていた者は入れないと国会でも再三答えてまいりました。通産省は、今回東京金取引所の設立を指導してきたわけですが、その会員資格あるいは基準、審査、これらについて、その点はどうなつたのでしようか、まずこの点をお伺いしたい

と思います。

○植田政府委員 会員につきましては、取引所の中に会員資格審査委員会を設けてまして、そこでまず審査いたしまして、それを経た後に理事会で会員を決定することになっております。

その基準と申しますか、につきましては、たとえば純資産額が一定以上であるとかあるいは商品取引所から除名処分を受けた者を除くとか、そういうふうな一般的な基準があります。また、今回の金の取引所の定款におきまして、たとえば金の先物取引のいわゆる私設市場で一般投資家を対象として勧誘等を行いまし、紛議を多発してきたというふうな者を除くとかいうふうな項目も入っているわけでございます。そういう基準に照らし合わせて、審査委員会が十分審議し、そこをパスした者が理事会の議を経て会員として決定される。そしてこの会員の中から、今度は商品取引所になる者につきましては、そういう審査を経た上で、さらに通産大臣に申請いたしまして、通産大臣の許可を得て商品取引所になる、こういう手続が踏まれるわけでございます。

○小林政子 そうですと、金のブラック業者や国際取引をやっていたというような者は入れないということが明らかにされたわけですが、ここで西興通商という株式会社、これは東京金取引所の会員になっております。これは受託業務がやれる商品取引所ではございませんけれども、会員でございます。この会社が会員であるということはお認めになりますか。

○植田政府委員 私どもが承知しているところでは、そういった欠格要件はないというふうに理解しております。

○小林政子 会員であるかどうかということをお尋ねいたしましたわけでございます。会員でございます。取引所の審査委員会を経て会員になっております。

○小林政子 結局会員は、確かにおっしゃるとおり取引所の資格審査委員会、そこで選ばれる

わけですけれども、しかし、通産省が認可を必要としなからといって通産省の指導監督責任というものは免れるわけではないものだと思います。政府はやっぱり金取引所をつくるんだということを再三言っています。西興通商というこの株式会社が会員になるかどうかということ、通産省は特に問題にしたことはありませんか。

○植田政府委員 この企業につきましては、私も特にいままで問題にしたということは、私は聞いておりません。

○小林政委員 ユニバース貿易という国際商品取引を行っている会社がございすけれども、この会社は五十六年二月十七日に設立されたことと記されております。銀座四丁目八番八号、国際会館の八階に事務所を持つていと言われておりますけれども、この会社はやはり国際商品の取引をやつていたということが認められますか。

○植田政府委員 ただいま資料を持ち合わせておりませんし、それについてはいまお答えできない状態でございます。

○小林政委員 これは結局、私の方で調べた資料でございすけれども、「国際商品取引業協会」というごらんのようなパンフレットと申しますか、ペーパーがございすけれども、この中に、ユニバース貿易株式会社と住所も全く同じで、国際商品を取り扱っている業界だ、それに加盟をしていすというところが——ここで赤マルがついてございすけれども、そこから見えるかどうかかわかりませんが、はつきりとここに明記をされていすわけでございます。

そこで、この国際商品取引業協会に加盟してありますユニバース貿易の相原洋という代表取締役は、西興通商の代表取締役でもございす。西興通商の取締役であつた相原氏が、五十六年の二月十七日にユニバース貿易が設立をされまうと、その代表取締役になつたわけですね。つまり私の考えでは恐らくこれは出向という関係ではないかと思われまう。さらにユニバース貿易の取締役役にいる西山忠成という方は、西興通商のオーナー

ーと言われる人でもございす。西興通商株式会社が国際商品取引に関係していたというこのようになつたが、こういう問題についてどのように通産省はお考えになつていすのか、この点を明確にしたいと思ひます。

○植田政府委員 この件につきましては、ただいま伺つたところでございす。調べてみまうとわかりまうので、事実を調べてみたいと思ひます。

○小林政委員 これは私は、いま申し上げたのは人間的なつながりという点を主に申し上げたわけでございますけれども、やはりこういうことは十分調べてもらわないといけないというふうに思ひます。

それで、ユニバース貿易というのは五十六年の二月二日に明裕不動産と明裕国際会館貸室賃貸契約を結んで、敷金一千万円で明裕国際会館に入つておるわけですね。その後、四月十五日付のユニバース貿易と明裕不動産との間の賃借設定契約証書にも西興通商株式会社が債務保証を六千万円もやつていす。こういう事実が私の調査で明らかになつておる。私はここに資料を持つておるわけですね、この中にしつかりと書かれていす。

わけです。つまりその西興通商というのはユニバース貿易に国際商品取引をやらせていた疑いが強い、このように思わなければならぬと思ひます。通産省の見解をもう一度伺ひたいと思ひます。

○植田政府委員 本件につきましては、私も調べてきておりませんので、いまここでお答えできない状況にございすので、別途調べてみたいと思ひます。

○小林政委員 ぜひひとつきちつと実態を調べて、こういうたとく国内でも、あるいはまた海外でいろいろと紛議を起してゐる、こういうところについては、やはり厳重な指導監督をやつていただかなければならぬだろう、このように思ひます。

このユニバース貿易というのが、実は札幌市の豊平区で——ここでも何回か問題になりましたけれども、札幌北高校の教諭の足田裕さんという方、私もお電話をいたしたけれども、この方がこの四月十九日に自殺してゐるのです。ユニバース貿易株式会社が札幌支店は四月初めに電話で、もうかりまうよということ、勧誘をして、砂糖三枚で三百万円を投資して、二週間で二百万円以上の損をしてしまつた、こういうことで、奥さんは、これではまるで詐欺に遭つたやうなものだけれども、実際にはどこへしりを持つていつていいのかわからない、こういうやうなことで嘆いておられた。私はユニバース貿易の札幌支店長の話も聞いてみました。結局自殺の責任というのは当社ではなくて、いまそれなりの話し合いが持たれていすんだ、こういうやうなことでございす。

けれども、しかし、こういう一般の投資家を海外市場の投資に巻き込んで、そしてわずか二週間で二百万円以上の損害を出させるというやうなこともやつていす。特に許せない業者ではないか、私はこのように思ひます。ユニバース貿易について、もきちつと調査をしていただきたいと思ひます。いかがでしようか。

○植田政府委員 調査いたしたいと思ひます。

○小林政委員 東京金市場の問題につきまして、取引所の取引員が一応四十社と言われておるわけですね、取引員四十社の中に東京あるいは全国で紛議が絶えないと言われていたエース交易が入つていす。同社の榊原秀雄会長は、同社の海外事業本部内に無認可の国際商品取引業協会——当初これは二十社で結成されたそうでございすけれども、現在は四十一社で設立してございす。その理事長に就任をいたしてまいりました。昨年はそのポストを元労働基準局長の岡部実夫氏に譲りましたけれども、エース交易は国際商品取引と関係していた事実というものは、私はいろいろと調べてみて否定できないのではないかと。通産省はなぜこういう業者を認可したのであつか。この点についていろいろと私自身調べてみたところ

ろが、エース交易は紛議の件数でも非常に多いですね。五十一年から五十五年の間に商品取引被害者の会に寄せられたものだけでも四十五件にもなります。被害総額は四十数億円となつていす。通産省はこういった事実を知りながら、会員資格及び取引員の認可について、これを認めたということとは納得できません。見直す必要があるのではないかと思ひますけれども、いかがでしよう。

○植田政府委員 先ほど申しましたやうに、取引所の中におきまう資格審査委員会での審議等を経まして通産大臣が認可したものでございす。私も同様に申しましては、先ほど申しました定款、同基準等に照らしましても調べて行つたわけでございます。その定款の欠格事由には該当しないというやうに考えておる。

○小林政委員 どういう点が該当をしないとおつしやるのですか。いわゆる取引員ということに該当しないというのですか。紛議の調停委員会ではいろいろと取り上げたやうなものしか一般には数えられていないと言われていすけれども、しかし、エース交易の被害の実例については、四十五件ほどの件数が全国に出ていて、被害総額は四十数億円と言われていす。東京地裁の民事八部で裁判にかかつていす事件がございまして、その関係資料として地裁に四十五件の被害例を出されていすということも言われていす。何をもちつて該当しないとおつしやるのでしやう。

○植田政府委員 定款におきましても、先ほど申しましたやうな紛議を多発させていす云々あるいは私設市場の問題等があるわけでございますが、それらの点に關しまして資格審査委員会でもよく検討いたしたし、私もよく検討いたしたし、許可したわけでございます。この四十社の中に入れることについて不適当でないという判断をしたわけでございます。

○小林政委員 これは民事八部で裁判にかかつていす事件があつて、その資料として東京地裁に担保されておるもので、あなたは、いわゆる紛議調停委員会を取り上げられていないということ

だけを証拠にしてそういうことをおっしゃっていらっしゃるのだからと思えますけれども、通産省、国会の場でこれだけ問題になった以上、やはり事実関係を明らかにするよう調べていただきたいと思います。

○植田政府委員 私どももいろいろ調べました結果でございまして、そういった紛議の件数等、最近の傾向等も調べて結論を出したわけでございします。

○小林政委員 私はこの点については納得をすることができません。したがって、こうした問題のある会社を金取引所の会員にするという、私は、本当に悪質なブラック業者や国際商品の取引業者に対して厳しく対処をするということをお願いしたい。また、このように通産省の姿勢でいまだ出されている法案を運用しても、本当に大きな被害を受けた人、一般委託者の保護という角度でこの問題が確立できるのかどうか、非常に疑問だと思えます。

先般の商工委員会でも、他の委員からもエース取引の問題については取り上げられておりますので、その点も踏まえて調査をしていただきたい、このことを再度お願いしたいと思えますが、いかがですか。

○植田政府委員 先ほど申しましたように、これにつきましては、審査委員会におきましてもよく調べた結果、結論を出したものでございまして、私どももいたしましては、これが欠格事由に当たるといふふうには考えていないわけでございします。

○小林政委員 そういう姿勢をおとりになるというところであれば、私は、やはり今後一層いろいろな問題が出てくるということだけはつきり断言をしておきたいと思えます。

次に、法文の定義をめぐってですけれども、今回の法案を見ても、抜け穴が十分あるようにございします。香港市場を政令指定すれば大方の被害はなくなると通産省は言っていますが、業者が、これは先物取引ではなく現物取引のようなもの

のだと言え、この法律では規制できないことになりませんか。これまで通産省は、金のブラックが問題になったときも、これは先物取引ではなくて現物取引だと言っていましたけれども、同じように、今回の法律も、現物取引のもの、いわゆる類似行為というふうなことで規制の対象に入らないというふうなことが出てくるのではあるまいか。その点について明確にお答えをいただきたいと思います。

○植田政府委員 今回の法案におきましては、被害が多発している市場から政令指定していくという形をとっております。現在のところで見ますと、紛議の大多数は香港の取引所で起こっておりまして、それも商品といたしましては、金あるいは大豆、砂糖というふうなものがその大部分を占めているわけでございします。したがって、当面、私どももいたしましては、政令指定はその香港取引所の金あるいは砂糖、大豆というものをいうわけでございまして、それによりまして最近の紛議は大多数をカバーしておりますので、そこから手をつけたいというふうには考えているわけでございします。

○小林政委員 これは大阪豊田商事の定款なんですけれども、この前いろいろと皆さんの御協力もあって解決することができた件です。この大阪豊田商事という会社は、外国市場と何か関係があるというふうな宣伝をして金の先物取引をやっていた会社でございしますが、これは被害者が相当出ています。いま純金ファミリー契約証券ということ、これは各地で被害者を出しております。形の上では貸借契約を装っておりますけれども、スイス、ロンドン、ニューヨーク及び香港、シンガポール金市場の取引価格でとうたつて、一年から三年の契約で、満期時には現物ではなく金銭で支払うことができるようになっております。この場合、そのときの契約価格ということになっておりますけれども、この会社は中途解約というのを絶対認めないのです。逆に違約金を二五%ぐらい取られたという事例も出ております。現物取引

の商法であり、何らかの規制がこういったものには必要ではないかと思えますけれども、具体的に今回の法律でこういったものが規制できるのかできないのか、そういう点についてお答えをいただきたいと思います。

○植田政府委員 今回の法律は、いま一番問題になっております先物取引を対象とするものでございしますので、現物取引につきましては対象になっておりません。

それで、いま申されましたような現物もしくは現物取引の問題というのが起こっているというふうな御指摘を私どもも受けるわけでございします。これにつきましては、資源エネルギー庁の方でもいろいろと対応策を考えまして、去る五十四年に、金地金流通協会という、これは公益法人でございますが、公益法人を指導してつくらせまして、その協会の中で登録店制度というものを設けております。これは全国で約三百三、四十すで登録されておりますが、この登録店制度において現物の売買をしていただくようにPR等を通じて指導しているわけでございします。こういうことを通じまして、信用のある店を買っていただく、逆に言いますと、にせものその他をつかまされないうようにするために、いま申しました金地金流通協会を認可いたしまして指導しているわけでございまして、今後はこういった協会の指導並びに取り締まり当局との機動的なタイアップを通じて一層その点の防止に努力していく、こういうことを考えているわけでございします。

○小林政委員 いろいろとお話ございましたけれども、端的に言えば、これはやはり野放しということですね。規制の対象にならないです、ブラックです。○植田政府委員 先物取引を対象とする法律につきましては、現物は対象になりません。しかしながら、いろいろな角度から問題が起こっておりますので、行政運用並びに法規制、いろいろな点であらゆる角度から私どもも努力いたしまして、少しでも問題の解決に当たりたい、こういうふう

に考えているわけでございします。○小林政委員 今回の法律で、先物取引についても、実際には海外で具体的にやられている場合には実態がわからないというふうなこともございしますし、いろいろと先般から議論されておりますように、書類の交付をやるといっても、それは結局いまでも業界がやっていたものを、ただそれをやるだけにすぎないとか、ずいぶんたくさん問題が指摘されておりましたけれども、こういう問題についても、これが野放しにされているというふうなことは、やはり何らかの形で規制の対象とするとか、あるいは何らかの措置をとる必要があるのではないかと考えています。

時間の関係で次へ移りますけれども、五十六年の三月に商品等の取引問題研究会の中間報告が出されております。この中に、海外取引については一般投資家保護の観点からA案というのがございまして、「海外取引所における取引の一般投資家を対象とする勧誘又は受託の禁止」ということが一つの案でありまして、もう一つは許可制というB案、二つが出されているわけでございします。これは御承知だと思います。結局A案については、問題と考えられる事項」として「一般投資家にとって投資機会が減少することになるが、取引に習熟していない大多数の一般投資家を保護するためには、厳しい規制が必要である」というふうにも述べられております。私は、なぜ政府がこうした五十六年三月の中間報告の立場に立つて、この法案というものを急いでつくるといふことをされたのか、この点のところが依然として大変残念に思っておりますけれども、こういった問題についてどのような見方をされているのか、お伺いをいたします。

○植田政府委員 考え方といたしましては、禁止の考え方とか許可制の考え方とかいろいろのいろいろな多角的に検討されたことは事実でございします。そういったものを、その後いろいろ立法論的な角度からの検討も経まして、結論的に今回のようなものになったわけでございします。たとえば禁

止の考え方とか許可制の考え方とかいろいろのいろいろな多角的に検討されたことは事実でございします。そういったものを、その後いろいろ立法論的な角度からの検討も経まして、結論的に今回のようなものになったわけでございします。たとえば禁

いままでのそここに根源があるさまざまな動きの中で、当業者主義というようなことも入らないというような中で、これはしよせん私どもは効果の上がる法律とは言えないのではないか、このように思えてなりません。この点について、最後に大臣のこの問題についての見解をお伺いして、私の質問を終わります。

○安倍国務大臣　今回のこの法的な措置によりまして、一〇〇％の効果が上がることはなかなか困難であると思いますが、しかし大きく前進をしたのではないかと。悪徳業者の発生を防止する、あるいはまたこれに対して制裁を加えるという措置が講ぜられるわけでございますから、それなりの前進をしたわけでございますが、取引所あるいは商

品取引全体につきましてはいろいろと問題があるわけでございますので、その点につきましては、審議会等でも検討していただいております。その成果あるいは答申を踏まえまして、場合によっては全面的に再検討する、こういうことが必要になるかもしれないと思っております。答申を得た上で、その場合は検討して法的な措置等も考えなければならぬと思います。

○小林（政）委員 終わります。

○渡部委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○渡部委員長　この際、本法律案に対し、野田毅君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合の五派共同提案による修正案が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。清水勇君。

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○清水委員 たいだいま議題になりました修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付してあるとおりであります。

修正の第一点は、海外先物契約の定義を改め、海外先物契約とは、海外商品市場における先物取引の受託等と内容とする契約であつて、海外商品取引業者が、別に顧客の指示を受けて売買の注文をする旨の定めがあるものを言うものとするものであります。

修正の第二点は、新たに顧客の売買指示についての制限に関する規定を設け、海外商品取引業者は、海外先物契約締結の日から十四日を経過した日以後でなければ、顧客の売買の指示を受けてはならないものとするものであります。ただし、海外商品取引業者の事業所において、顧客がした売買の指示については、この限りでないとしております。

また、この規定に違反して顧客の売買の指示を受け、注文をした場合は、海外商品取引業者の計算によつてしたものとみなすこととしております。

修正の第三点は、海外先物契約の定義に該当しない海外先物取引の受託等の契約は、無効とすることでありまして、

その他、関係条文の整備を行つておりますが、修正案の要点は、海外先物契約は、いわゆる基本契約と売買の指示が別になつてゐるものに限り認めることとし、基本契約と売買の指示との間に一定期間を置くこと等によつて、一般委託者の利益保護を図らうとするものであります。

以上が修正案の趣旨であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○渡部委員長 これにて修正案の説明は終わりました。

○渡部委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。北側義一君。

○北側委員 たいだいま議題となりました原案及び修正案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合を代表いたしまして、賛成の討論を行います。

近年、海外商品市場における先物取引の勧誘、受託等の行為を行う業者が急増しておりますことは御承知のとおりであります。こうした業者の中には悪質な業者も多く、一般委託者の間に多くの被害が発生しております。

こうした現状にかんがみまして、政府は、これらの被害を防止するとともに、海外商品市場における先物取引の受託等を公正にし、一般委託者の利益の保護を図るため、本法律案を提出したのであります。

本法律案の審議の過程においても明らかなように、悪質業者の手法は執拗かつ巧妙なもので、一般委託者は拒否する気持があつても、絶対に逃さない手口であります。また、被害者は多数に上つており、表面にあらわれたものは氷山の一角であります。

こうした状況を見ますとき、一般国民をこうした悪質業者の手法による被害から早急に守らねばなりません。

こうした緊急課題に対処するため、政府は、法律制定のため、実情調査を進めながら、商品取引所審議会への諮問とその答申、さらに政府部内の調整等、限られた時間を利用して、多少のおくれはあつたものの今国会に急ぎ法律案を提出してきまして、

その内容につきましては、まず目的を悪質な先物取引に焦点を当て、早急に委託者を保護するものとして、警察的な法文となつており、現状から

見て適正な目的と言えます。

また、悪質な勧誘行為に対する書面の交付義務、不当な行為の禁止、業務停止命令等、まさに時宜に適したものとと言えます。

次に、本修正案につきましても、その要点が、契約の締結がトラブルの大きな要因となつてゐることから、先物契約と売買契約の間に一定の期間を設け、委託者の保護を図ることは、今後の法運用に大きな意義があると思ひます。

以上で私の賛成討論を終わります。(拍手)

○渡部委員長 渡辺君。

○渡辺(貢)委員 私は、日本共産党を代表して、たいだいま議題となりました海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案について、反対の討論を行います。

本法案に反対する第一の理由は、本法案の目的を委託者の利益の保護としていながら、実際に規制の対象となるのは政令で定める外国市場であつて、かつ政令で定める商品に限られております。その結果、ブラック市場については何らの規制もされないばかりか、逆に容認することとなり、

これでは、本法案の目的である一般委託者の保護、救済を図ることはできないのであります。

第二の理由は、本法案は、業者に契約書の提示、売買指示の書面交付などを義務づけていますが、実効性には疑義がある点です。

それは、悪質な海外取引業者ですら現にやつてゐるものであり、これの追認でしかありません。

さらに、不当な行為について禁止事項を設けておりますが、厳しい罰則規定もなく、業者の悪質な行為を有効に規制できるとは思われません。さらに、この条項について不当行為の立証は一般委託者に課せられてゐる点から見て、一般委託者の救済にはほど遠いものであります。

第三の理由は、委託者保護という前提に立てば、素人の一般大衆を対象とするのではなく、当業者に限定すべきであるというわが党の主張の点からであります。

本法案は、国内の商品取引所法に基づく国内業者に対する規制よりも大きく後退したもので、詐欺的商法を一般的特質とするこの業界の性格から見て、一般委託者保護の上で欠陥を持った本法案は、むしろ悪質業者を容認し、逆用されるおそれさえあります。

なお、五会派の本法案に対する修正は、一般委託者保護の立場で若干の改善はあると言えますが、本法案の本質的欠陥を補うものではなく、賛成することはできません。

以上の点から本法案及びその修正案に対するわが党の態度を表明して、反対の討論といたします。

○渡部委員長 これにて討論は終局いたしました。

○渡部委員長 これより採決に入ります。

まず、野田毅君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○渡部委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、たいだいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○渡部委員長 起立多数。よつて、本案は、野田毅君外四名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○渡部委員長 この際、本案に対し、渡辺秀央君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。渡辺秀央君。

○渡辺(秀)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 海外商品市場における先物取引の勧誘・受託等の公正化を図るため、海外商品取引業者に対する指導・監督体制を強化し、本法の趣旨を周知徹底するとともに、今後とも勧誘・受託等の実態把握に努め、本法の運用に遺憾なきを期すること。

二 海外商品市場における先物取引の一般委託者の被害を未然に防止するため、海外先物契約に関する一般委託者の理解を深めるよう、あらゆる機会を通じて、必要な情報を提供し、有効な啓発活動の推進を図ること。

三 商品取引所法第八条の解釈変更により、商品市場類似施設開設の規制に問題を生じている状況にかんがみ、早急にその対策を講ずるよう検討するとともに、商品取引の健全な発展に資するため、引き続き商品取引所制度全般について見直しを行うこと。

以上でございます。

附帯決議案の各項目の内容及び審議の過程及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○渡部委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。
渡辺秀央君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡部委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。安倍通商産業大臣。
○安倍国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしまして、その御趣旨を尊重いたしまして、努力してまいる所存でございます。

○渡部委員長 お諮りいたします。

ただいま修正議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡部委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡部委員長 次回は、来る五月七日午前十時理事會、午後一時十五分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時八分散会

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案に対する修正案

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第六項中「とする契約」の下に「であつて、海外商品取引業者が売付け又は買付けの別、売付け又は買付けに係る価格、数量及び時期その他の通商産業省令で定める事項につき別に顧客の指示を受けて売付け若しくは買付け又はその注文をする旨の定めのあるもの」を加える。

第十八条を第二十条とする。
第十七条第一号中「第三条」を「第四条」に、「第五条」を「第六条」に改め、同条第二号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、「(同項

第二号イに規定する海外先物契約に係るものに限る。以下この号において同じ。」を削り、同条第三号中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条中「次の各号の一に該当する者」を「第五条第二項又は第七条の規定に違反して書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者」に改め、各号を削り、同条を第十八条とする。
第十五条第一号中「第七条」を「第九条」に改め、同条第二号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とする。

第十二条中「から前条まで」を削り、「海外先物契約」を「海外商品市場における先物取引の受託等」を内容とする契約」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十四条とする。
2 第四条から前条までの規定は、海外先物契約で海外商品取引業者以外の当事者が営業のために又は営業として締結するものについては、適用しない。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。
第九条中「第三条」を「第四条」に改め、同条を第十一条とする。
第八条第三号中「第四条第一項各号」を「第五条第一項各号」に改め、同条第四号中「第四条第一項第二号イに規定する海外先物契約における同号イ」を「第二条第六項」に改め、同条を第十条とし、第七条を第九条とする。

第六条を第七条とし、同条の次に次の一項を加える。
(顧客の売買指示についての制限)
第八条 海外商品取引業者は、海外先物契約を締結した日から十四日を経過した日以後でなければ、当該海外先物契約に基づく顧客の売買指示を受けてはならない。ただし、海外商品取引業者の事業所においてした顧客の売買指示については、この限りでない。

2 前項の規定に違反して受けた顧客の売買指示

に基づいて海外商品取引業者がした売付け若しくは買付け又はその注文は、当該海外商品取引業者の計算によつてしたものとみなす。
第五条を第六条とし、第四条第一項第二号中「次のいずれかの事項」を「第二条第六項の通商産業省令で定める事項及び当該事項についての顧客の指示の方法」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「前項第二号イに規定する」を削り、「基づく同号イ」を「基づく第二条第六項」に、「及び同号イ」を「及び同項」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一項を加える。
(海外先物契約に該当しない契約)
第三条 海外商品市場における先物取引の受託等を内容とする契約であつて海外先物契約に該当しないものは、無効とする。

附則第二条第四項中「第六条及び第十一条」を「第七条及び第十三条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第五条」を「第六条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三条の規定は、この法律の施行前に締結された海外商品市場における先物取引の受託等を内容とする契約については、適用しない。
附則第二条に次の一項を加える。

6 第八条の規定は、この法律の施行前に締結された海外先物契約に基づく顧客の売買指示については、適用しない。

昭和五十七年五月十三日印刷

昭和五十七年五月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W